

令和6年12月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 令和6年12月3日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

- | | |
|------------|--|
| 1. 柴口征寛議員 | (1) 福祉行政について
(2) 平和行政について
(3) ジェンダー平等社会実現に向けて |
| 2. 黒川美克議員 | (1) 高浜市公共施設総合管理計画について
(2) 公共工事について
(3) 町内会とまちづくり協議会について
(4) 高浜市やきものの里かわら美術館・図書館について |
| 3. 野々山啓議員 | (1) 「協働推進」手を取り合ってみんなでまちをつくろう
(2) 平和行政について |
| 4. 神谷直子議員 | (1) 民主主義の根幹である選挙について |
| 5. 長谷川広昌議員 | (1) 高浜市障がい福祉計画・障がい児福祉計画等について |
| 6. 福岡里香議員 | (1) 市民と職員の安全確保について
(2) 再生可能エネルギーについて
(3) 多文化共生について |

出席議員

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 橋 本 友 樹 | 2 番 | 荒 川 義 孝 |
| 3 番 | 神 谷 直 子 | 4 番 | 杉 浦 康 憲 |
| 5 番 | 野々山 啓 | 6 番 | 今 原 ゆかり |
| 7 番 | 福 岡 里 香 | 8 番 | 岡 田 公 作 |
| 9 番 | 長谷川 広 昌 | 10 番 | 北 川 広 人 |
| 11 番 | 鈴 木 勝 彦 | 12 番 | 柴 口 征 寛 |
| 13 番 | 倉 田 利 奈 | 14 番 | 黒 川 美 克 |

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	深 谷 直 弘
教 育 長	岡 本 竜 生
企 画 部 長	木 村 忠 好
総合政策グループリーダー	榑 原 雅 彦
秘書人事グループリーダー	野 口 恒 夫
総 務 部 長	杉 浦 崇 臣
行政グループリーダー	久 世 直 子
財務グループリーダー	本 多 征 樹
市 民 部 長	岡 島 正 明
市民窓口グループリーダー	神 谷 直 子
経済環境グループリーダー	島 口 靖
税務グループリーダー	西 口 尚 志
福 祉 部 長	磯 村 和 志
地域福祉グループリーダー	東 條 光 穂
地域福祉グループ主幹	角 谷 権
介護障がいグループリーダー	都 築 真 哉
福祉まると相談グループリーダー	野 口 真 樹
健康推進グループリーダー	中 川 幸 紀
健康推進グループ主幹	鈴 木 美奈子
こ ども 未 来 部 長	磯 村 順 司
こども育成グループリーダー	坂 倉 宏 幸
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	杉 浦 睦 彦
土木グループリーダー	清 水 健
都市計画グループリーダー	村 松 靖 宣
防災防犯グループリーダー	芝 田 啓 二
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
学校経営グループ主幹	小 嶋 俊 明

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長		竹 内 正 夫
主	査	森 本 将 史
主	任	立 花 容史枝
主	事	大 岡 靖 治

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

午前10時00分開議

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦康憲） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承お願いいたします。

初めに、12番、柴口征寛議員。一つ、福祉行政について、一つ、平和行政について、一つ、ジェンダー平等社会実現に向けて、以上3問についての質問を許します。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） おはようございます。

日本共産党の柴口征寛です。それでは、一般質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

先日、11月28日、日本共産党は、来年度、2025年度に対する予算要望書を提出させていただきました。大きく分けて6項目あります。

まず、1つ目として、市民福祉の充実のためにです。この中には、市民の命と健康を守るためにとして8件、子育て支援として6件、介護及び老人福祉として11件、障がい者福祉として7件、その他の事業として3件が入っております。

そして、2つ目として、市民の暮らしと営業を守るためにです。これには14件入っております。

そして、3つ目、安全で住みよく快適なまちづくりのためにでは23件。

4つ目、人間を大切にする教育、文化、スポーツの充実のためにでは15件。

5つ目、行政効率を高め、公正で明るい市政実現を目指してでは5件。

そして最後、6つ目、平和な高浜市の実現を目指してでは2件。合計94件の要望項目となっております。

今回は、そのうちの3件について質問させていただきます。

1つ目に、福祉行政についてです。

まず、予防接種に対する助成について質問させていただきます。

予防接種には、接種をすることによって病気に対する免疫がつくられ、感染症の発症や重症化を予防するという個人を守ることと、多くの人が予防接種を受けていることで、集団の中に感染者が出て流行を阻止することができる集団免疫効果が発揮され、さらに、予防接種を受けられない人を感染症から守るという、社会を守るといった意義があり、希望者は誰でも接種できるような制度を確立することが必要です。

今回は、2種類のワクチンについての考えを伺います。

1つ目に、带状疱疹ワクチン接種費用への助成についてです。

带状疱疹を引き起こすウイルスは、水ぼうそうの原因となるウイルスと同じ水痘带状疱疹ウイルスで、初めて感染したときには水ぼうそうとして発症し、治った後もウイルスは体内に残ります。ふだんは免疫によって抑えられているため症状は現れませんが、加齢やストレス、過労、疲労、そして基礎疾患等で免疫力が低下した場合、神経節に潜伏をしているウイルスが活動を再開することで带状疱疹を発症します。

症状については、皮膚に神経痛のような痛みを感じ、その後、神経に沿って水膨れを伴う発疹が带状に現れるのが特徴です。また、後遺症として、皮膚症状が収まった後も長期間にわたって痛みが続く神経痛や視力低下や失明などの目の障がい、難聴などの耳の障がいなどがあり、50歳以上では約2割の人に後遺症が残ると言われております。

この带状疱疹の予防を目的としたワクチンにつきましては、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類がありますが、いずれも予防接種法に基づく定期接種となっていないことから、接種費用については全額自己負担となっています。しかし、このワクチン接種費用は高額となりますので、一定の助成をして、とりわけ高齢者などの健康保持をしていくことは市としても大事なことはないかと思っておりますが、この点についてのお考えをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 本市におきましては、自治事務である定期接種を優先し、確実に実施してまいりたいと考えておりますので、任意接種への助成は考えておりません。

近年、先進国と比べて公的に接種するワクチンが少ないワクチンギャップの解消に向け、国は多くの予防接種を定期化し、現在も新たな接種疾病として、带状疱疹、おたふく風邪、RSウイルス感染症が検討され、加えて、経鼻インフルエンザワクチンやHPVワクチンの男性への接種など、複数の定期接種について接種回数や対象者の拡大が検討されています。

このことから、带状疱疹が定期接種に位置づけられるようになれば、しっかりと確実に実施を
してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 先ほども申し上げましたが、高額です。特に不活化ワクチンについては2
回接種となり、かなりの負担となります。特に所得が低い方、または生活保護を受けている方に
対しては助成が必要であるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 本市におきましては、定期接種を優先し、確実に実施してま
いりたいと考えておりますので、現時点では低所得者世帯や生活保護世帯を含め、任意接種への
助成は考えておりません。

また、高齢者インフルエンザワクチンや高齢者肺炎球菌などのB類疾病定期予防接種の自己負
担金については、全額助成を行っております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 肺炎球菌ワクチンにつきましてのお話がありましたので、次に伺います。

2021年のデータでは、日本人の肺炎による死亡者の97.9%が65歳以上で、日本人の死因の第4
位に位置しております。肺炎は、細菌やウイルスが肺に侵入することで引き起こされますが、そ
の肺炎の原因菌として最も多いのが肺炎球菌です。肺炎球菌は、肺炎を起こす数々の病原体の中
でも特に毒性の強い菌で、熱やせきが出て風邪かと思って様子を見ていたら、次の日にはベッド
から動けなくなるほどの重症な肺炎になってしまうことが、肺炎球菌による肺炎では珍しくあり
ません。

また、肺炎球菌による重症な肺炎で入院した後に、病気が治った後も身体機能が低下して歩け
なくなったり、食事を自力で食べられなくなったりして長期にリハビリが必要となる方も少なく
ないということです。肺炎は、重症化すると死にもつながる大変危険な病気で、予防に勝る治療
はありません。高齢者肺炎球菌予防接種は、予防接種法に基づく定期接種として、2014年10月か
ら開始されています。しかし、2024年3月31日をもって経過措置が終了して、助成を受けられる
のは65歳のみで、そのチャンスを逃すと定期接種は受けられなくなり、全額自己負担となります。

それでは、お聞きします。インフルエンザに比べると肺炎球菌ワクチンの接種率、これは低い
と言われておりますが、高浜市と愛知県全体におけるここ数年間の接種率についてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の接種率につきまして、愛
知県の平均予防接種率と本市の接種率をそれぞれお答えします。

まず、令和3年度は県12.2%、本市31.2%、令和4年度は県10.9%、本市24.1%、令和5年度
は県12.7%、本市24.2%という状況です。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） この接種率を上げることは必要かと思うんですが、今の接種率についてどう考えて、また、これを接種率を上げるためにどういった対策、対応を行うべきかについてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種は、B類疾病の予防接種で主に個人予防目的のために行うものであることから、努力義務の規定はなく、自らの判断で希望する場合に接種を行うことになります。

接種対象者につきましては、肺炎球菌ワクチンの効果や副作用を十分理解した上で、使用するかどうかを考えていただくための説明書と予診票を高齢者インフルエンザワクチンと同様に、対象者に個別通知を行っております。

また、対象者については、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に、接種対象でありながら一度も接種をされていない方への接種特例となっております。しかし、この特例措置が終了し、今年度からは65歳を迎える方が対象となりました。よって、65歳の誕生日後に速やかに個別通知がお手元に届くように毎月対象者を確認し、個別通知を発送しております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 現在、高浜市における自己負担額は2,500円ですが、県内の他の市町村と比べると高いほうに入っているのではないかと思います。この負担額を引き下げて、結果として接種率を高めるといったそういった考えはいかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 定期接種に対する自己負担金額については、ワクチン購入費用や近隣市の状況等を考慮し、医師会の先生方に御了解をいただき定めております。現時点では変更の予定はありません。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 定期接種では対象者が65歳に限定されており、それを逃すと高浜市では全額自己負担となります。肺炎にかかる人を少なくするためにも、任意接種事業を行い、助成を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 本市におきましては、予防接種法に定められています定期接種を優先して確実に実施をしまいたいと考えておりますので、法に定められていない予防接種や、定期接種から外れて接種するもので、個人予防として自らの意思で接種を行うものについての助成につきましては、現在のところ予定していません。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 次に、加齢性難聴者への対応について伺います。

補聴器工業会の調査によりますと、日本における難聴者数、これは1,430万人と推定されており、人口に対する比率は11.3%と世界で3番目に多いと報告されています。一方で、日本の補聴器の普及率は難聴者人口の13.5%と大変低く、大半の方が聞こえないまま放置している状態で、これでは聞こえがさらに悪化してしまうことが分かります。

これに対し、欧米諸国の普及率は30から40%であり、日本の普及率の低い水準は補助体制が諸外国に比較して不十分であったり、難聴治療に対しての啓蒙が適切になされていなかったことが考えられています。

それでは、県内で補聴器購入の補助をしている、実施している自治体と、どの程度の補助を行っているかについてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 補聴器助成の県内の状況について御質問いただきました。

まず、県内で実施している自治体につきましては、県の調査等も特にございませんので詳細に把握をしているわけではございませんが、インターネット等で確認をいたしますと、県内で15から18程度の市町が実施をしているようでございます。なお、近隣市では実施をしていないと把握しております。

また、補助内容につきましては、非課税世帯であるのか課税世帯であるのかにより、上限額を設けられていたり、補助対象も片耳分であったり、1台分の購入費用であったり、購入金額の2分の1や3分の2であったりと、自治体によりそれぞれであるというふうに把握しております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 全日本年金者組合の調査によりますと、補聴器購入を補助している全国の自治体の推移は、2022年12月時点では123自治体、23年6月時点では184自治体、そして24年1月時点では238自治体と、年々、購入補助をしている自治体が増えております。全国でも広がってきているこういった補聴器購入の補助を当市でもお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 補聴器購入費の助成について御質問をいただきました。

加齢に伴う難聴は、高齢者の日常生活や家族、友人とのコミュニケーションを困難にし、認知症や鬱病の要因となることも危惧されているようなこともございます。とはいえ、加齢性難聴者への補聴器購入費の助成制度については、県内でもまだまだ実施している市町村は多くございません。必要な制度であれば、本来、市単独での制度ではなく、国や県において創設されることが先決と考えますので、本市単独による補聴器購入助成制度は今のところ考えておりませんので、

御理解くださいますようお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 補聴器の購入も安くはありません。せめて所得が低い方、あるいは生活保護を受けておられる方への補助とかについてはいかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 低所得世帯等の加齢性難聴者への補聴器購入費の助成について御質問をいただきました。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、必要な制度であれば、本来市単独での制度ではなく、国や県において創設されることが先決と考えますので、本市単独による補聴器購入助成制度は今のところ考えておりませんので、御理解くださいますようお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 補聴器購入の補助について、前向きな答弁をいただけませんでした。加齢性難聴については早期発見が重要となります。そのためにも健康診断への聴力検査の導入を行うべきであると考えます。

現在、聴力検査を行っている県内自治体数、そして近隣市での状況についてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 加齢性難聴の早期発見のための聴力検査を実施している自治体については、石川県金沢市などがありますが、県内で実施している市町村はありません。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 高浜市での聴力検査導入の必要性について、考えをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 市が行っております健診は、特定健診、後期高齢者健診があります。特定健診は、生活習慣病に関する健康審査であり、健診の項目は国の実施基準に定められておりますので、本市においても国の基準に従い実施しております。

また、後期高齢者医療の健康診査についても、特定健診同様の健診項目であり、愛知県後期高齢者医療広域連合が実施しているものでありますが、聴力検査を健診項目に追加する予定はないと伺っております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 東京都健康長寿医療センター研究所の研究によりますと、加齢性難聴であるにもかかわらず、耳の聞こえの不調について難聴の自覚がない人も多くいることが分かりました。自分の難聴に気づいていない理由としては、他者との関わり合いが少なく難聴に気づく場面が少ないこと、耳の聞こえにくさに適用して特に不便を感じなくなっている可能性が考えられるとしています。難聴の早期発見、早期対応のためには、難聴の自覚を持ってもらうことが必要に

なります。

そこで伺います。市の健康診断の案内の中に難聴のセルフチェックリストを同封して、自分の状態を自覚してもらう取組をしたらどうかと思いますが、御見解をお願いします。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 厚生労働省老健局の高齢難聴者に関する調査研究「難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた関係者の連携に関する手引き」では、普及啓発について、高齢の方が聞こえづらいつと感じたらすぐに行動してもらえよう、リーフレットの配布や、各教室でまずは本人が聞こえに関心を持つきっかけをつくる必要性と、難聴についての情報を高齢者とふだん接することの多い人たちに周知することが大切であることや、難聴のリスクの高い高齢者の専門医の受診、勧奨などが上げられています。

本市においては、まず、高齢者の方々が集まる教室や広報、市ホームページなどの市民の皆様への普及啓発と、保健師などが高齢者と接する専門職からの耳鼻咽喉科への受診勧奨を行い、早期介入に努めてまいります。

加えまして、先進的に難聴のセルフチェックなどの難聴高齢者の早期発見、早期介入に取り組まれています自治体の実施状況やその効果について確認してまいります。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 年齢を重ねると耳が聞こえにくくなる加齢性難聴は、40歳代から始まり、65歳から74歳では3人に1人、そして75歳以上では約半数が難聴に悩んでいると言われております。

聴力低下の影響として、家族や友人との会話がうまくいかなることにつながりが減り、孤立し、引き籠もりがちになるとの指摘があります。そして、このことが鬱病の発症リスクを大きくする要因の一つとも言われております。さらに、聴力低下に伴い、危険を察知する能力も低下するので、交通事故や転倒などのリスクも増加します。

また、国際アルツハイマー病協会は、難聴が認知症の危険因子になるとの指摘をしています。補聴器は片耳で5万円から6万円、そして機種によっては30万から50万円と高額で、保険適用にもならないために全額自己負担です。年金生活者や所得が低い高齢者にとって負担が大き過ぎるため、補聴器購入を諦めてしまう方が多いと言われております。ぜひ改めて検討いただくよう求め、次に移ります。

次に、平和行政について伺います。

1945年8月6日に広島に、そして9日に長崎に、人類史上初めて原子爆弾が投下されました。広島では、8月6日午前8時15分、アメリカの爆撃機は原爆を投下し、広島市上空600メートルで炸裂させました。当時、約35万人が生活するまちを一瞬で爆風や熱線、放射線が覆いました。これにより、年末までに広島では14万人が亡くなりました。一方、長崎でも7万人が亡くなり、

広島、長崎合わせて、21万人もの貴い命が奪われることとなりました。

そして、来年は被爆80年となります。被爆者の平均年齢は85歳を超え、生きている間にぜひ核兵器のない社会の実現をと願われる中、自分たちには被爆80年はあっても90年はないだろうとも話されています。

一方では、8月6日と9日、これが何の日であるか答えられない若い世代が増えてきているというのも事実です。来年は戦後80周年を迎えますが、1931年満州事変から開始された侵略戦争の歴史を学び直し、今後に生かす機会にしていくことが必要ではないでしょうか。それにふさわしい企画を練っていくべきであると考え、取り上げさせていただきました。

それでは、まず、高浜市における現在の平和への取組についてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 本市での平和行政への取組でございますが、本市の考え方としまして、平和行政、市民一人一人が平和を願い、被爆者の方々のこんな思いを誰にもさせてはならないという切なる思いを次の世代に受け継いでいくため、一人一人ができることを考え、実践していただくことがまずは大切であると考えております。

そういった中で、例年8月6日、8月9日に平和祈念の黙禱を庁舎内で実施するとともに、ホームページで市民の皆様にも周知をさせていただいているところでございます。また、平成29年には平和首長会議にも加盟させていただいております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 当時の状況を知る方々の高齢化が進む中、今後、いかにこの悲惨な被爆の現実を伝え、それを引き継ぎ、次世代への平和意識の醸成を図っていくかが重要な課題となります。

そこで、来年、被爆・終戦80年を迎えるに当たり、80年における取組について質問していきたいと思います。

1994年に市議会にて非核平和都市宣言が決議されました。しかし、市としての非核平和自治体宣言はなされておりません。非核平和自治体宣言を行う自治体が増えることによって、核戦争による人類の絶滅の危機から住民の命と暮らしを守ることができるようになる、あるいは生命の尊厳を保ち、人間らしく生活できる真の平和を実現できる。また、核兵器廃絶と恒久平和の実現を世界の自治体に呼びかけることにつながるのではないかと思います。ぜひそうした自治体の一つとして高浜市も加わるためにも、非核平和自治体宣言、来年の80年を機に行うお考えはありませんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 現時点ではそのような考え方はございませんので、御理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 図書館等の公共施設や大型商業施設にて原爆パネル展を行い、戦争の悲惨さや原爆の恐ろしさ、平和の尊さについて広く市民に改めて考える機会を持ってもらうことは重要であるかと思いますが、こうしたパネル展の開催についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 今後、そうした80年に向けての取組については、今後検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 戦争について、書物で読んだだけではなかなかイメージはつかめないと思います。人の言葉が直接耳に入ること、より理解を深めることができます。市内に住んでみえる戦争体験者から体験談を直接聞いたり、あるいはその体験談を映像に残して、それを市のウェブサイト等で公開するといった取組、あるいは保育園児や市民みんなで平和への願いを込めた折り鶴を折って、それを市役所のロビーに展示するといった取組もあるかと思います。

こうした取組についてのお考え、また、ほかに何か考えておられることがありましたらお願いします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 被爆・終戦80年に向け、事業はどういったものをとということ、今で今列挙していただきました。我々としましても、意識啓発に寄与する取組を実施していけたらということ、今では考えておりますが、現時点では、まだ今後どのようにするかということ、今では決まっておりますのでよろしくお願いします。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 次に、小・中学校においての質問に入ります。

まず、現在の小・中学校で行われている平和教育に関する内容についてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 平和教育は、特定の教科、領域でのみ行われるものではなく、学校の教育活動のあらゆる場面で行うことが大切です。とりわけ日頃の授業の中で取り上げ、子供たちが自分事として主体的に考えられるようにすることを大切にしています。各学校が機会を捉え、平和を題材とした教育を進めています。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 学校においても、やはり被爆・終戦80年における取組は重要であるかと思いますが、特別な取組とかは考えておられますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） その節目だからこそという取組を特別に実施する予定はありま

せん。平和の大切さをいつでも実感できるよう、日頃の授業の中で取り上げ、子供たちが自分事として主体的に考えられるようにすることを大切にしています。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 例えば来年の修学旅行先として広島市を選択して、修学旅行前に事前学習を行ってグループごとにテーマを決めて現地で学習をする、そしてグループ発表を行うといった教育、修学旅行もあろうかと思います。そこまでやるかは別としても、実際に広島市を訪れ、平和について学び、考える機会を子供たちにつくってあげるといったことはいかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 各小・中学校における修学旅行の目的を達成するために、各小・中学校が訪問地や学習内容を定めております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 戦争や原爆というのは、文字ではなかなか分かりづらいところがあります。やはり戦争を体験した人、被爆を経験した人から直接聞くことは大切で、そうした人を講師に招いて児童・生徒たちに講話会を行ったり、あるいは体験談を収録したDVDなどを視聴してもらう、あるいは平和館での映画上映会を行うといったことについていかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 市教委としては実践の予定はありませんが、各学校が独自に取り組むことがあるかもしれません。各学校で、事業者が学習の狙いに合わせて教材資料の一つとして準備し活用することはあります。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 犬山市では、平成30年度から市内の全ての小・中学校の給食で戦時中の食事を提供しており、メニューとしては、菜飯、すいとん汁、ふかし芋などとのことです。今の子供たちには物足りないかもしれないですが、当時の子供たちが食べていた状況を知り、戦争の悲惨さや平和の尊さを学ぶよい機会になるのではないかと思います。

また、戦争の悲惨さや平和の大切さを学ぶことを目的として、次世代を担う中学生を対象として被爆地や戦争の激戦地などに派遣する事業として平和大使派遣事業を行っている自治体があります。平和大使として派遣された中学生は、現地で戦争や平和について学び、その経験を報告会などを通じて市民に伝えたりしています。この平和大使派遣事業を実施している自治体としては、大府市や埼玉県草加市、千葉県市原市などがあり、草加市と市原市では広島市に派遣し、広島平和記念式典を参列、そして、平和記念公園や平和記念資料館や原爆ドームなどの平和関連施設の見学、被爆者から被爆の講話を聞くといったことが行われています。

こうした平和大使派遣事業、中学生から希望者を募集し、現地にて戦争と平和について学習し、それを高浜に帰って伝える。それだけでなく、先ほども取り上げましたが、市民みんなで折った

平和の折り鶴を派遣される中学生に託し、市民の思いと一緒に広島へ持っていきもらい、平和記念公園内にある原爆の子の像へ折り鶴を献納するといったこと、こうした取組についてぜひお考えをお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 一つの考えとして、認識をしております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 11月11日、ノルウェーのノーベル委員会は、今年のノーベル平和賞を日本原水爆被害者団体協議会、日本被団協へ授与すると発表しました。長年の草の根運動と証言活動が、核兵器は二度と使われてはならないという核のタブーの確立に寄与したことが受賞理由です。日本被団協は、自らを救うとともに人類の危機を救おうと1956年に結成されました。核戦争を起こすな、核兵器なくせ、原爆被害への国家補償を掲げ、署名や証言活動を国内外で行い、何度もノーベル平和賞候補にノミネートされていました。

2017年に、核兵器廃絶国際キャンペーン I C A N がノーベル平和賞を受賞しましたが、このタイミングでまた核兵器に関係する団体が受賞することになったことについては、ノーベル委員会は、核大国が核兵器を改良し、新たな国々が核兵器を取得する準備を進めているようだ指摘しています。そして、今ロシアが核使用の威嚇を行っています。人類は、核兵器が最も破壊的な兵器だということを思い起こす必要があると警告しています。核兵器対核兵器はもつてのほかで、日本でも石破首相が核共有に言及しています。核抑止は、いざとなれば広島、長崎の惨劇を再び起こすと脅すようなものであり、そうした国にすべきではありません。被爆の現実を伝え、核の使用を押しとどませたのが日本被団協の運動です。被爆者は、戦争の行き着くところは核戦争だと繰り返し国連や世界、日本各地で訴えてきました。今、世界には約4,000発の核弾頭が配備され、使用される危険にさらされているという状況になっています。

日本被団協の田中熙巳代表委員は、地球に生きている人は被爆者候補だと言い、大軍拡よりも戦争をしない努力をと呼びかけています。日本は、唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶の先頭に立つべきであり、まずは核兵器禁止条約に署名、批准しなければなりません。そのためにも、日本被団協が取り組んでいる日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名は、重要となってきますが、残念ながら市長による署名や住民への周知については辞退するとのことですが、核兵器のない世界にしていくためにもぜひ再度検討いただくことを求め、次へ移ります。

では、最後に、ジェンダー平等社会の実現に向けて質問をさせていただきます。

このテーマにつきましては、3月定例会でも取り上げさせていただきました。問題がある項目についてのその後の状況や改めて伺うべき項目が出てきましたので、順番に伺っていきたいと思います。

高浜市における取組状況と今後ということで、まず、前回の一般質問の中で、職員採用時にお

けるジェンダー平等研修について、お年寄りや障がい者、ジェンダーといった様々な市民を対応するに当たり、相手の立場に立って親切丁寧な対応をするという、職員に必要な心構えといった研修を実施しているとのことでした。これですね、心構え、対応も必要かもしれませんが、そうではなくて、まずは性的マイノリティ当事者を取り巻く社会的状況に関する内容の研修が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） 職員採用時の研修でございますが、高浜市職員として最低限身につけてもらいたいことを学んでもらうため、接遇をはじめ基礎的な研修を優先して行っているところでございます。

ジェンダー研修といたしましては、令和4年度に全職員向けのLGBTQ+研修を実施し、令和6年度においても職員向けのLGBTQ+研修を実施する予定でございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） そうした研修を継続して実施されているのかについて、そして、こうした研修によって職員の方々の意識の変化が起きたかどうか、また、研修を通じて実際にどのように生かされているかについてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） LGBTQ+研修につきましては、2年に1回ということで継続して研修を実施しているところでございます。

研修による意識の変化という御質問でございますが、意識の変化は目に見えるようなものではないため判断が難しいところではございますが、日頃の対応の中で意識するようになってきているというふうに思っております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 職員研修の対象についてですが、これは会計年度任用職員とか業務委託職員も含まれていますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） 現在におきましては正職のみというふうになっております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 窓口とか対応する方、業務委託職員の方が多いかと思うんですが、実際に対応するに当たってそういった知識が必要かと思うんですが、そのあたりはいかがかをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） まずは、正職のほうでLGBTQ+研修を実施してまいりたいと思います。その後は、会計年度職員と窓口等の職員等に研修を実施していきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 市のソーシャルワーカーの男女比率、またはその人数についてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） 全職員の職員比率でございますが、ほぼ半分、50%、50%ということでございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 例えば福祉関連にみえるかと思うんですが、そうした人数についてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（野口真樹） いきいき広場では、職員が相談員のソーシャルワーカーとして業務を担っておりますが、男女比率は男性17名、女性33名で、女性比率が66%となっておりまして、多くの女性職員が相談支援業務で活躍されている現状でございます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 市の防災会議におけるメンバーの男女別人数について、前回お聞きしたときに男性が22名、女性が3名でした。現在も変わらないでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（芝田啓二） 御質問の市の防災会議におけるメンバーの男女構成につきましては、昨年同様に、令和6年度におきましても男性22名、女性が3名となっております。昨年度、高浜市婦人の会が解散いたしましたので、女性委員を引き続き確保するため、新たに高浜市生活学校から女性委員の御推薦をいただいております。

また、当局といたしましても、今後女性委員の比率を上げていくべきと考えておりますが、現在、各構成団体からは、男性委員の推薦者が多い状況となっております。今後、さらなる女性の社会進出が進むと予想されておりますが、本市といたしましても、防災会議の女性委員の比率が高まるよう各構成団体と調整をしてまいります。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） やはり女性の視点での考えを反映させるためにも、今後女性の比率をぜひ上げていただきたいと思います。

災害発生時の件です。避難所生活について3点伺います。

1点目は、女性への生理用品の配布について、どうお考えかお願いします。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（芝田啓二） 災害発生時の女性への生理用品の配布につきましては、市で備蓄をしておりますので、災害発生時に配布することは可能でございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 2点目は、東日本大震災や能登半島地震時に避難所で性暴力が発生したとの報道がありました。ここに対する対策の検討は行われていますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（芝田啓二） 2点目の御質問、災害発生時に発生した性暴力への防止につきましてお答えをいたします。

高浜市避難所運営マニュアルでは、避難所運営委員会を組織し、各運営班を設置することとしており、要配慮者支援班が女性や子供への暴力防止対策に対応することとなっております。

しかしながら、災害発生時に要配慮者支援班のみで対応は困難であると見込まれますので、まちづくり協議会や町内会、必要に応じて碧南警察署の協力をいただきながら対応していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 3点目は、性的マイノリティへの配慮についていかがお考えか。

例えば名簿作成時における性別欄の工夫といいますか、そもそも性別欄、これが必要であるのかどうか。トランスジェンダーにとっては、災害発生で衝撃を受けているところに、さらに避難所でつらい思いをすることにもなりかねません。

あと、トイレ問題です。避難所といえども、トランスジェンダーなど自身の性別に不安を抱える人たちにとっては、重要な問題になります。誰でもトイレの設置といった考え方は必要ではないかと思うんですが、これらについてのお考えをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（芝田啓二） 3点目の御質問、性的マイノリティへの配慮についてお答えいたします。

御質問にもありました名簿の性別欄の工夫、誰でもトイレの設置など、災害発生時の性的マイノリティへの配慮について、現時点では十分な配慮がなされるとは言い難い状況でございます。

今後、社会的変化も踏まえながら、災害発生時における性的マイノリティへの配慮を進めていく必要があると認識をいたしておりますので、避難所でのトイレの設置など性的マイノリティに配慮した運営ができるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 災害発生によって、命を守るために必死の思いで避難所へ逃れてきた人が、

今度は避難所で精神的、また肉体的にひどい思いをすることがあってはなりません。より多くの女性や性的マイノリティ当事者の意見を聞きながら、対応については検討していただきたいと思っています。

次に、市役所以外の施設におけるトイレのバリアフリー化やジェンダーレストイレの設置についての状況、そして今後の設置についての考えをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 市役所以外の施設のトイレというところで、いきいき広場や地域交流施設、美術館・図書館やふれあいプラザなど、主要な施設におきましては、多目的トイレ、多機能トイレは、ほぼ整備はされているというような状況になってございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 現在、多機能トイレ、誰でもトイレは、どのような表示が表に出されているのかについてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 表示でございますが、「どなたでも御自由にお使いください」と表記があったり、車椅子やおむつ台などのピクトグラムで表記がされているというようなところでございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 様々なところで、誰でもトイレや多目的トイレ、「どなたでも御自由に」といった名前が表示されておりますけれども、さらにトイレの中の設備をピクトグラムで適切に表示し、その設備が必要な人が優先的に使えるようにする必要があるかと考えます。今後、新設トイレの表示についてどう考えるかをお願いします。また、既存のトイレの表示について、何か変更されるお考えがあればをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 既存のトイレの表示につきましては、現在のところ変更する予定はございませんが、今後新設していくトイレの表示につきましては、いろいろ他市さんの状況を見てもいろんな表示があります。そういったような社会情勢の状況に応じ、時代に合ったような表示をしていけたらと考えますのでよろしくお願いします。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 10月に衆議院選挙がありましたが、全国の投票所においては、投票用紙を発行する機械に男女別ボタンがあり、担当者がそれを押すことになっているかと思いますが、トランスジェンダーなどにとって、目の前で男か女かと判断されることは大変な苦痛となります。そのために自治体によっては、男女ボタンが見えないよう囲いをつくったり、ボタンの表記を記号に変えるなど対応していることのことです。

さらに、投票所では、有権者の氏名の読み上げ確認が行われます。氏名を呼ばれて不快に思う人は少なからずいると思いますが、特にトランスジェンダーなどにとっては、社会的には戸籍上の性別とは別の性別を生きて通名で通していることも多いため、戸籍上の性別や実名が暴露されることは生活基盤を失いかねない大問題となります。苦痛を受けることを避け、投票しなくなることは、選挙権の侵害になるのではないかと考えます。こうした人への配慮として、読み上げを希望しない場合はチェックを入れる欄を整理券に設け、係員が整理券に印字された氏名を指指すなどして本人確認を行ったり、あるいは名前ではなく誕生日を聞くようにしている自治体もあるとのことです。高浜市の現状と、こうした配慮の必要性についてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 高浜市の現状といたしましては、投票所において、投票の秘密ですとか個人に関する情報については、もともと配慮をしておるという考え方でございます。

まず、トランスジェンダーに特化した配慮といたしましては、投票所の入場券の記載から男女の性別表記欄、これを廃止するといった取組を行っております。

ただ、先ほどおっしゃいました氏名の読み上げにつきましては、1人1票の原則に反することにならないように必ず本人であることを確認しなければなりません。ですので、個人情報に配慮しながら確認をするように指導をいたしておるところでございます。

性別ボタンを押すという点につきましては、現在、投票用紙の交付機のほうに附属しておるものになりまして、おっしゃるとおり係員が押すというものではあるんですけども、投票用紙を交付する際に押すものではございますけれども、お越しになられた方からは見えないように角度がつけられておるので、通常は見えないものであり、それほど苦痛をお与えするものではないかなと考えております。

また、アスタリスクでの性別表記ですとか性別ボタン、性別表記そのものにつきましては、私どもは、有権者の方の数、投票者の方の数、これを男女別で報告することというふうに決められておりまして、男女別の人数を廃止するということはちょっとできない。国や県が廃止していない以上、できない以上、市としても廃止することはできないものと考えております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） トランスジェンダーにとって、名前の読み上げ、これが並んでいる人たちに聞こえるのが本当に嫌だと思うんですね。前回選挙があつて私も投票したんですけども、読み上げは声を小さくされているのかもしれないんですけども、やっぱり後ろに並んでいる人たちも多分聞こえるような大きさでした。トランスジェンダーの人たちのそうした思いを酌んで、名前の読み上げ、ぜひちょっとまた方針を考えていただきたいと思いますのでお願いいたします。

婚姻届について伺います。

前回の一般質問にてこの記入例について、ジェンダーバイアス、これが見受けられて早急に改善をと強く求め、事例を研究して配慮していきたいとのことでした。その後の改善状況についてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） 市民窓口グループにおいては、窓口における各種書類の見直しを行っており、証明書交付申請書については見直しを行い、規則改正をしたところでございます。本件につきましても記載例の見直しを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 同性パートナーの住民票への続き柄記載について伺います。

現在、高浜市では同性パートナーについては縁故者と記載できるようにしていますが、そういう記載を可能としたのはいつからで、どういう経緯からかについてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） 同性パートナーの続柄を縁故者と記載するようになったのは、高浜市でパートナーシップ宣誓制度を導入した令和4年度からでございます。パートナーシップ宣誓制度の目的に沿うように、制度利用者が希望すれば縁故者と記載する取扱いとしておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 今年の5月に、長崎県大村市の男性の同性カップルに対して、続き柄欄に夫（未届）と記載した住民票が交付され、話題となりました。こうした表記は、鳥取県倉吉市にて昨年10月に導入されたのが最初で、その後徐々に増えて、7月には総務省が全国の自治体に懸念を伝える中でも、現在全国11市区町にて「妻（未届）」、「夫（未届）」と記載できるようにしています。残念ながら現在高浜市ではこれできませんが、できない理由と、できるようにするためには何が必要かと考えているのかをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） 総務省は、公証資料である住民票の写しを交付する住民基本台帳の運用として実務上の問題があるなどの見解を示しているため、総務省の見解に従い、本市では同性パートナーの住民票の続柄記載に、夫（未届）や妻（未届）は使用しておりません。今後につきましても、総務省の見解に従ってまいります。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 性的マイノリティ当事者においては、社会生活上あらゆる面で差別や偏見を受ける場合があります、誰にも相談できず1人で悩んでいることがあります。場合によっては自ら命を絶つこともあります。こうした悩みに手を差し伸べることは必要です。しかし、広報紙にはそうした相談窓口の記載はありません。ぜひ広報紙の各種相談欄にLGBT関連の相談先を記載

すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） L G B T関連の相談につきましては、人権相談の中で受け付けており、広報紙に記載することは現在考えておりません。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） じゃ、次に、パートナーシップ制度に関する内容に入っていきます。

高浜市においても、この10月から高浜市ファミリーシップ宣誓制度が開始されました。制度導入の経緯についてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） ファミリーシップ宣誓制度の導入の経緯でございますが、まず、愛知県が2024年、令和6年の4月1日にファミリーシップ宣誓制度を開始されました。また、令和5年10月からは、愛知県内自治体間での連携も開始されているというところがございました。そうした愛知県や近隣自治体においても制度を導入する自治体はかなり増えてきた、そういったような状況もある中、高浜市としても、愛知県内自治体間連携については加盟をしていこうというような中で、ただ、自治体間での制度の違いで申請者が扱いにくくならないよう、愛知県や他自治体と歩調を合わせるため、ファミリーシップ制度の導入をしたというところでございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 高浜市のパートナーシップ宣誓制度においては、一方または双方が性的マイノリティであることとなっています。こうした条件があるということで、当事者にとっては自身が自治体からまるで審査をされているように受け取ることとなるのではないのでしょうか。性的マイノリティが条件として存在すると、制度を利用することで当事者であることが誰かに漏れることを恐れて、結果として制度を利用することを避けることにもつながります。

8月1日の時点で、自治体間連携に参加している32の自治体中24の自治体においては、事実婚の夫婦にも制度の利用が可能となっております。性的マイノリティの条件を外して、異性間も含めパートナーであることを認められることを望む人全てを対象とすることで、性的マイノリティや事実婚の夫婦にとってもメリットがあるかと思います。お考えをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 現状、そういった事実婚も認めてほしいというようにお声を聞いているのが現状でございますので、現時点ではそこまでの拡大というところは考えてございません。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 事実婚のそういった声がないということなんですが、これは性的マイノリティにとっては、それが条件にされるとなかなか登録できないということがありますので、ぜひ

これは拡大をしていただきたいと思います。

市内の病院に対するパートナーシップ宣誓制度の周知、そして理解については、前回一般質問にて高浜市医師会を含めて周知は行っておらず、今後、市内の医師会の先生に周知が必要であると判断した際には、議題としてお願いをしていきたいと考えているとのことでした。このことについてその後どう対応されたのか、また議題として扱われたのであれば医師会の反応はどうであったのかをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 3月議会での一般質問を受けまして、本年度に入って同じ刈谷医師会に属する刈谷市及び知立市に対し、医師会の先生方へのパートナーシップ制度の周知、理解についての確認をいたしました。

刈谷市及び知立市では、本市と同様にパートナーシップ宣誓制度を有しておりますが、それぞれの医師会の先生方への周知は行っておらず、現段階では医師会の議題としてお諮りする予定はないとのことでありました。

今後、医療機関への周知が必要となった際には、刈谷医師会の3支部において、なるべく同じタイミングで議題として諮ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 性的マイノリティの住宅問題について伺います。

民間の賃貸住宅を借りる場合は審査を受けます。しかし、性的マイノリティのパートナー同士で借りようとする、性的マイノリティであることで審査を受ける以前に拒否されるといったケースが全国各地で発生しています。パートナーシップの制度は、民間企業に対する強制力はありませんが、制度があることで民間の賃貸会社の意識も変わり、LGBTQフレンドリーな物件も増えてきております。渋谷区のパートナーシップ制度に関する条例では、違反した賃貸業者には是正勧告を行い、勧告に従わない場合は事業名を公表するといった内容も盛り込まれています。市内の不動産会社に対しても、制度の趣旨の説明を行い、理解を求めていただければと思いますが、これまでこの制度の理解、啓発活動を行ってきたかどうか、また今後についてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 今質問いただきました不動産会社へのPRについては、これまで行っておりませんが、今後様々なところについて周知については図ってまいりたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 現在、高浜市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市のホームページでは、多文化共生の中に位置づけられております。これを見たとき、違和感というか、空いた口が塞がらないです。ジェンダーアイデンティティーというのは、文化との認識でしょうか、ジェンダー平等研修を受けられての発想ということではなかったでしょうか。性的マイノリテ

ィとマジョリティを分断しての発想でしかありません。

そもそも高浜市のこの制度は、誰もが心豊かに暮らせるまちを目指し、2人がお互いを人生のパートナーとし、家族、ファミリーとして生き生きと輝き、活躍することを応援するものであるかと思います。つまり結婚と同等のものだと思います。であるならば、こうしたホームページでの位置づけをすぐにでも改めて、婚姻届と同等の場所に位置づけされるべきではありませんでしょうか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 本市における多文化共生、その捉え方でございますが、国籍や文化の違い、性別や考え方の違い等の多様性を理解し、認め合っていけるまちの実現を目指している、そうしたことから多文化共生というカテゴリーとさせていただいたところでございます。そのため、ジェンダーアイデンティティは文化というような形では捉えてはおりませんし、ジェンダー研修を受けての発想でもございません。

ただ、今御指摘がありました、ホームページ上でのカテゴリー表現につきましては、検討していきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） もう一つ、ホームページに関しまして、前回の一般質問で、高浜市が性的マイノリティに対する理解をして寄り添うことを示すためにも、市のホームページ上にレインボーフラッグをこれを表示すべきだと求めましたが、その考えはないとのことでした。これは今も同じ考えでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 現時点でも、考え方に変更はございません。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） じゃ、最後に、学校における教育方針や学校生活における対応等について伺います。

児童・生徒の中には、自身の性別について不安であったり、誰にも相談できず1人で悩んでいる子供がいます。また、こうした友達に対してどう接したらいいのか分からない子供もいるかと思っています。また、そうした子供たちにどう対応すればいいのか考えている先生もおられると思います。

まず、ふだん子供たちと接する教職員、小・中学校だけではなく保育園も含めてですが、ジェンダー平等に関する研修が必要となってきますが、これについては前回もお聞きしましたが、その後研修内容や頻度等について変わりはありませんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 教職員研修につきましては、継続して開催していく方針は変わ

りません。昨年度の管理職、教科等指導教員に引き続き、本年度は、二、三年目の若手教職員及び希望者を対象としました。今後も、全ての教職員が研修を受けられるようにしてまいります。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） では、研修を受けてそれをどのように子供たちへの指導に生かしているのか、内容についてお聞かせください

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 個性を尊重し合うことの大切さは、学校の教育活動のあらゆる場面で行之、適切な人権感覚を身につけていくことが大切です。研修を受けた教職員が学んだことを意識し、日頃の授業の中で取り上げ、子供たちが自分事として主体的に考えられるようにすることを大切にしています。学校によっては、今年度、研修の講師を呼んで児童を対象に講演会を開催した学校もあります。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 研修を受けた教職員の意識、また指導を受けた子供たちの意識、それぞれ変化は見られましたでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 研修後の感想を見ますと、認識が深まったという内容や児童・生徒への関わり方、また、身近な友達への関わり方について見直していきたいといった感想が多くありました。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 来年度から中学校において制服が見直されて、ブレザーが追加されるのですが、例えば女子生徒がネクタイ、ズボンを選択するように組合せは自由ということでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 組合せは自由です。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 今年度から、全小・中学校において男女混合名簿が導入されたかと思いますが、これまで問題があったかどうかをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） これまでも学校は、教育活動全般において全ての児童・生徒が男女問わず互いに協力して取り組むことを大切にしてきました。特に問題はありません。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 混合名簿の導入に当たっては、教職員の中には心配されている方もみえた

のではないと思うんですが、導入する意義や運用に関する研修が行われたかどうか。そして、現在教職員の理解は得られているとお考えでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 数年前から市内のパイロット校の先行実践を踏まえながら、男女の区別にとらわれない教育の推進を図るため、市全体として担当者会を中心に丁寧に進めてまいりました。よって、教職員における男女混合名簿導入への理解は得られていると考えています。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 次に、自身が性的マイノリティである、あるいはそうではないかと自覚した児童・生徒に対して、どのような取組を行ってきたのかをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 性的マイノリティのことだけでなく、日頃より全ての児童・生徒が相談しやすい関係づくり、相談しやすい環境づくりに努めています。

相談があった場合も、管理職をはじめとして担任や関係教職員、養護教諭やスクールカウンセラーなど、教職員が協力して保護者の意向にも配慮しつつ、児童・生徒の実情を把握した上で相談に応じるとともに、必要に応じて関係医療機関とも連携するなど、児童・生徒に慎重に十分配慮した対応に努めています。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） これは、自覚した時点ですぐに担任の先生などに相談できればいいのですが、しかし、社会がそうであるようになかなか言い出しにくいことです。相談がないからいないのではなく、必ずいます。日頃の先生方の配慮をお願いしたいと思います。

前回も触れましたが、包括的性教育の実施について伺いたいと思います。

包括的性教育は、ジェンダー平等や性の多様性を含む肯定的な価値観、人権尊重を基本とした性教育の在り方のことです。従来の性教育は、狭義の性行動や性に関する健康などに限定されがちで内容が中心となっていました。しかし、包括的性教育は、より大きな視点で性や、らしさについて学び、子供や若者が正確に年齢に適した知識や態度、スキルを身につけることで、安全で健康的かつ肯定的な関係性を構築することを目的としています。2009年に国連のユネスコや国連女性機関など6つの機関が作成した国際セクシュアリティ教育ガイダンスでも、包括的性教育という考えを前面に打ち出して、項目ごとに各年齢で学ぶべき目標などを系統立てて示しています。

日本の包括的性教育に関しては、諸外国に比べ後れを取っていると言われております。しかし、現在そうした教育の先進国と言われるヨーロッパの国々なども、かつては性教育はオープンなものとしてではなく、積極的に取り扱われてこなかった時代もありました。包括的性教育は、決して子供や若者たちだけのものではなく、生涯を通して健康で幸せに過ごすための教育です。幼少期から自分がどうやって生まれたかや、自分も他人もかけがえのない存在だということを学び、

正しい知識で自分や相手を守る教育の必要性が、今後日本でもさらに深まっていくのではないかと思います。

包括的性教育において大切なのは、全ての人は自分の体のことを自分で決める権利がある、また、相手を尊重し、意思をきちんと聞くことです。この包括的性教育に関するお考えを最後をお願いしたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 教育長。

○教育長（岡本竜生） 性に対する価値観は非常に多様であります。まずは、児童・生徒が性に関して正しく理解をして適切な行動が取れるように、学習指導要領に基づく着実な努力、指導に努めてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 今回、質問の中で性的マイノリティという用語を使っていますが、この問題は実際、マジョリティ側が能動的に理解をして活動していかなければならず、マイノリティ側の努力だけでは乗り越えられない問題です。

昨今では、LGBTQという性的マイノリティの総称の問題を語るよりも、全てのSOGI、エスオージーアイと書きますが、このSOGIを包摂するように言われています。SOGIのSはセクシュアル・オリエンテーション、性的指向、つまり好きになる性であり、SOGIのGはジェンダー・アイデンティティー、性自認、心の性を指します。全てのSOGIを包摂するというのは、全ての人の性の在り方を平等に扱わなければならないということです。SOGIという考え方の下では、全ての人が当事者となります。

これまで性的マイノリティ当事者の性の在り方は無視されてきました。特に生まれたときに決められた性に違和感や不安を感じる人々、いわゆるトランスジェンダーの人々は、今でも理解してもらえないままで様々なデマや差別を受けています。行政現場や教育現場、市長から職員まで、また先生から生徒まで全ての人で一緒に考えていかなければなりません。例えば制服の改革は、性別に不安を感じる人のためだけではありません。誰もが自由に服を選び、それを着られるようになればみんなが一緒に幸せになれます。一方、避難所の女性の安全を守るとは、全ての人の安全を守ることにもつながります。全ての人が自分らしく生きていけるようにするためには、全ての人に自分と違う性の在り方を理解してもらわなければなりません。このことは、教育現場においては包括的性教育、行政現場においてはジェンダー主流化といいます。

全ての人が幸せに感じる政策になるようにするためにも、今後、市と教育委員会においては、あらゆる政策を策定する際、女性や性的マイノリティの視点にも立って考えていただくようお願い申し上げ、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は11時20分。

午前11時09分休憩

午前11時20分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、黒川美克議員。一つ、高浜市公共施設総合管理計画について、一つ、公共工事について、一つ、町内会とまちづくり協議会について、一つ、高浜市やきものの里かわら美術館・図書館について、以上4問についての質問を許します。

14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、高浜市公共施設総合管理計画について、お願いいたします。高浜市公共施設総合管理計画と推進プランの最新案と改定時期をお答えください。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（本多征樹） 高浜市公共施設総合管理計画では、平成30年3月の見直しに続き、直近では最新版になります令和5年3月に見直しを図ったところでございます。また、本計画の見直し時期につきましては、高浜市総合計画の基本計画策定時期に合わせて行うこととしているところでございまして、次回の見直しは、令和9年度に行う予定としているところでございます。

次に、高浜市公共施設総合管理計画を推進していくための公共施設推進プランにつきましては、最新版は令和6年3月に見直しを図ったところでございます。

なお、本プランの見直し時期については、毎年度3月に必要な見直しを図っているところでございまして、次回の見直しは令和7年3月に行う予定としているところでございます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） ありがとうございました。

次に、高浜市公共施設総合管理計画の中でモデル事業として位置づけられた高浜小学校等整備事業、勤労青少年ホーム跡地活用事業及び市役所本庁舎整備事業は、完了しております。それぞれの事業計画予算と実行予算をお答えください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 市役所本庁舎の整備事業について申し上げます。市役所本庁舎の事業予算は、総額でおよそ33.2億円でございます。また、工事費とも言える施設整備費といたしましては、税抜きで約15億1,000万円でございました。（後述訂正あり）

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 勤労青少年ホーム跡地活用事業について、お答えいたします。

この事業については、既存にありました青少年ホーム、南テニスコートの解体撤去を行い、民間事業者土地を貸し付けるといったような事業ですので、まず更地にする解体事業費がござい

ますので、それをお答えいたします。青少年ホームの解体工事、南テニスコート撤去工事費の予算額は4,989万9,000円、決算額としまして4,989万8,160円でございます。

それから、この土地のほうに殻混じり土が入っていたということで、その処理費用がございます。市の解体工事に伴って生じた費用につきましては、予算額が4,253万6,000円、決算額が3,597万6,854円です。また、跡地活用事業者が行いましたスポーツクラブの建設新築工事に伴う処理費用の負担金というものがございます。こちらが、予算額が2億251万800円、決算額が1億6,070万4,000円でございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 申し訳ございません、先ほどの本庁舎整備事業におきまして、工事費とも言える施設整備費につきまして、言い間違いがございましたので、訂正いたします。先ほど15億1,000万円ほどということで申し上げましたけれども、正しくは19億1,000万円、おおよそということでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 申し訳ありません、高浜小学校等整備事業につきましては、ちょっとデータを持っておりませんので、また後日回答させていただきます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 高浜小学校等整備事業はPFI事業、勤労青少年ホーム跡地活用事業は民間活力の導入、市役所本庁舎整備事業はリース事業と、それぞれ違う手法で施工されていますが、どのように評価しているのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（本多征樹） お答えいたします。

高浜市公共施設総合管理計画では、高浜小学校等整備事業、勤労青少年ホーム跡地活用事業、そして市役所本庁舎整備事業の3つをモデル事業として位置づけ、取り組んできたところでございます。これらのモデル事業につきましては、高浜小学校等整備事業では、学校が地域活動やまちづくりの拠点となることを目指したものでございますが、設計から維持管理まで一括しての性能発注によりまして、民間の創意工夫の中で事業費全体のコスト削減、また事業者の資金調達により初期投資の負担軽減と平準化が図られたものと評価をしているところでございます。

次に、勤労青少年ホーム跡地活用事業では、民間のノウハウを活用して市民がスポーツに親しむことのできる新たな拠点の設立を目的としたものでございますが、教員の業務量、またプールの維持管理費を軽減することができたものと評価をしているところでございます。

最後に、市役所本庁舎整備事業では、IT化の進展によりまして、今後の事務の在り方、また

行政サービスの提供方法も変化をしていくことを想定いたしまして、民間事業者から賃借をする20年間のリース方式を採用したものでございますが、市が建物を保有する一般的な方式と比べまして、初期投資が抑えられ、財政負担の平準化を図ることができたものと評価しているところでございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 令和6年6月の私の一般質問の答弁で、病院解体工事の地中の残置物につきましては医療法人豊田会と協議しておりますが、現段階では、豊田会から残置した地中埋設物の一覧表は提示されておられません。協議中の内容ではありますが、解体工事での分院の建物と、それに付随する構造物の撤去を行っていただくよう協議を進めておりますとの答弁でしたが、現在の進捗状況をお答えください。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 病院の解体につきましては、医療法人豊田会が昨年8月から工事に着手し、今年に入り、地下くいを抜く作業を行っていましたが、振動や騒音といった地域住民への不安が大きかったことから、一旦地中埋設物を残置する形で工事は止まっております。豊田会との協議は継続中ではありますが、残置した地中埋設物の一覧の詳細につきましては、現段階においても示されておられません。私どもといたしましては、土地を返還していただく際には、原則として地中埋設物を完全撤去していただくよう求めてまいりますので、よろしくお願いします。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 完全撤去を求めていくというお話なんですけれども、実際に工事が終わってから数か月たっているわけなんですけれども、その間、協議のほうは進んでいないわけでしょうか。お答えください。

○議長（杉浦康憲） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） 私どもといたしましては、相手方に対しまして、どんな地中埋設物が残っているのか、あるいは例えばその地中埋設物を撤去するための方法の詳細、こういったものをぜひ書面でしっかりと整理してくださいということをお願いしております。現段階では、まだ豊田会からそういった書面が来ていないという状態でございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今言われたことなんですけれども、僕は、やっぱりしっかりその辺のところは、決めていただいて今後の土地利用だとかそういったところに支障のないようにしていただきたいと思いますので、しっかりと協議をしていただきたいと思います。

それでは、今後の病院の跡地利用計画について質問させていただきます。

令和6年6月定例会の私の一般質問の答弁で、現段階で私ども保健センターにつきましては、廃止・解体の方向で考えておりますけれども、議員おっしゃられるように、現在倉庫として使っ

ている部分もありますので、まだその解体までには期間がありますので、趣旨も踏まえて内部で再度検討してまいりますとの答弁がありましたが、現在の検討状況をお答えください。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 病院の跡地活用につきましては、医療法人豊田会による旧高浜分院の解体工事がいまだ完了しておりません。保健センターにつきましては、旧高浜分院の解体工事完了後1年以上の間隔を取って解体に着手する予定でございましたが、公益性の必要があると認められる場合には、物資の一時保管場所として継続使用することも選択肢の一つであると考えております。病院の解体が完了していない以上、踏み込んだ議論に進める段階にはないというのが現状でございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 高取小学校の旧給食室は駐車場にすることで取壊しが決まっていたましたが、全世代楽習館の耐震性がないということで、高取小学校の旧給食室を改造して児童クラブ室に改修することに変更されました。私は、ある施設を有効活用することは大いにいいことだと思いますので賛成させていただきますが、保健センターについても、今回と同様に取壊しするのを見合わせて、高浜市商工会も現在エコハウスを賃貸している状況ですし、令和12年10月までに商工会館を新たに建設するときは5,700万円を補助することになっていますので、相手方の意向もありますけれども、ぜひ商工会と話し合って、私は保健センターへ移転できるように協議をしていただきたいと思いますけれども、市の考え方について、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） お答えいたします。

保健センターにつきましては、商工会が高浜エコハウスに移転した際の候補地の1つとなっております。その際、改修費用として多額な費用が必要になること、また、商工会において耐用年数が少ない施設に対して改修することは適切ではないとの意見がございまして、移転先の候補地から外れておりました。よって、本施設において移転協議をする考えは持ち合わせておりませんので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） その辺のところは、それは市の意向だけで、実際にエコハウスに商工会が移転してからかなり数年たっているわけですが、商工会のほうとはどのような協議をされているのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 商工会のほうとは、毎年の賃貸借契約の更新の際に、状況確認のほうをしております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 私が前回も一般質問させていただいたんですけれども、そのときに、商工会のほうにもお邪魔をしてどういう状況かということはお伺いしたんですけれども、そのときに、商工会さんはまだ内部で議論が二分されておって、新しく商工会館を建設したほうがいいという人と、それから、今と同じリースで商工会を運営していったらどうだという、そういう意見がまだしっかり集約できていないというそういうお話だったんですけれども、その辺のところは、市はいかに把握してみるのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 先ほど申しました賃貸借契約の更新の際、状況確認をしておりますが、ちょっと具体的なお話までは承っておりません。ただ、商工会の移転先につきましては、やはり相手方の意向というのを尊重して協議することになるというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） ぜひ私は市の意向よりも商工会の意向をしっかりと優先していただきたいと思いますので、商工会は公共施設の移転で移っているわけですから、その辺のところも十分考慮していただいて、商工会の意向が十分把握できるようにしっかりと検討していただきたいと思います。

続きまして、公共工事について質問させていただきます。

地方公共団体における調達とは、その財源が税金によって賄われるものであるため、より良いもの、より安いものを調達しなければなりません。そのため、地方公共団体が発注を行う場合には、不特定多数の参加者を募る調達方法である一般競争入札が原則とされています。競争参加資格については、必要に応じて発注者を定めることができるとされていますが、入札資格者の決定基準をお答えください。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（本多征樹） お答えいたします。

自治体が契約を締結するに当たりましては、地方自治法また同法の施行令に基づきまして、一般競争入札、指名競争入札または随意契約によることができることとされております。これらの法令に基づきまして、本市では、設計金額が9,000万円以上の建設工事につきましては、高浜市一般競争入札実施要綱によりまして入札を実施することとしまして、9,000万円未満の建設工事に関しましては、高浜市条件付一般競争入札に関する要綱に基づき入札を行っているところでございます。

なお、この条件付一般競争入札に参加できる業者の資格要件につきましては、この同要綱におきまして、高浜市入札参加者等審査委員会が定める一定の基準等に従うものとしているところでございます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今、条件付きだとかいろいろありましたけれども、本市の解体工事において、知立建設管内の業者に限定する場合がある場合とない場合があります。その入札資格者の決定基準が明確になっていないのではないかと思います。このため、落札金額が高くなるのではと懸念されます。その入札資格を決定した理由を、令和5年度、6年度に入札された解体案件に基づいてお答えください。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（本多征樹） お答えいたします。

解体工事についてというところでございます。令和5年度に実施しました入札案件は、3件ございます。まず1件目は高取幼稚園解体工事でありまして、一般競争入札にて実施をし、地域要件としまして、過去の入札事例を勘案して、県内に本支店がある業者としたところでございます。2件目は旧図書館駐車場工作物等解体撤去工事でありまして、一般競争入札にて実施をし、地域要件は、過去の入札事例また工期を勘案し、県内に本店がある業者としたところでございます。最後に3件目でございますが、高浜北部老人憩の家解体工事でありまして、一般競争入札にて実施をし、地域要件としては、過去の入札事例また金額規模を勘案し、知立建設事務所管内に本店がある業者としたところでございます。

次に、今年度の解体工事に関して申し上げます。設計金額が9,000万円未満の場合、先ほど申し上げました高浜市条件付一般競争入札に関する要綱によりまして入札を行っているところでございます。この条件付一般競争入札に参加できる業者の資格要件とし、先ほど申し上げました入札参加者等審査委員会が定める一定の基準等に従うものとしております。これまでに実施しました解体工事では、市内に本店があり営業年数5年以上などの要件を満たす業者のほか、碧南市、刈谷市、安城市または知立市に本店がある同様の要件を満たす業者が参加できることとしたところでございます。

なお、今年度実施しました解体工事に係る入札案件は、3件でございます。まず1件目ですが、全世代楽習館解体工事でありまして、条件付一般競争入札にて実施し、地域要件としては、知立建設事務所管内に本店のある業者としたところでございます。2件目は、水防倉庫撤去工事でございます。条件付一般競争入札にて実施をしており、地域条件を知立建設事務所管内に本店がある業者としたところでございますが、こちらは不調でございました。このことから、地域要件を県内に本店がある業者に緩和をし、一般競争入札にて実施いたしました。そして、最後3件目でございます。高浜南部老人憩の家解体工事でありまして、条件付一般競争入札にて実施し、地域要件は、知立建設事務所管内に本店がある業者としたところでございます。

なお、最後に、この条件付一般競争入札でございますが、入札参加資格とし、地域要

件等を設けることによりまして、最少の経費で最大の効果を上げるという経済性の原則と市内建設業者の育成、また経営の安定化との均衡を図るため導入しているところでございますが、この入札参加資格要件につきましては、これまでの入札結果等を踏まえつつ、今後とも検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今説明がありましたように、私は市内業者を優先して入札されるというのは、地元業者育成のために、私も以前水道におったときに、そういった市内業者優先でやっていたことがありますので、十分理解するんですけれども、その辺のところは、使い方を誤ると、どちらかというと高値誘導になってしまう可能性もありますので、その辺のところは十分気をつけて決めていただきたいと思います。

本市の解体工事において、知立建設管内の業者に限定した場合に入札条件が高くなっているかどうかを検証したいために、知立建設管内の業者に限定した場合とそうでない場合の落札率をお答えください。件数でいいです。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（本多征樹） お答えいたします。

解体工事に関しましては、先ほど申し上げましたとおり令和5年度、本年度実施した入札案件、合計6件というところでございます。このうち、地域要件を県内業者までとした入札案件を最初に申し上げます。こちらが3件ございました。1件目は高取幼稚園解体工事でございます、予定価格が税抜き3,314万円のところ落札価格2,319万8,000円、落札率としましては70.0%でございます。続いて2件目でございます。旧図書館駐車場工作物等解体撤去工事でございます、予定価格税抜き1,088万円のところ落札価格904万4,700円、落札率は83.1%でございます。最後に3件目でございます。水防倉庫撤去工事、予定価格が税抜き166万円のところ落札率が99万円、落札率は59.6%でございます。

次に、地域要件を知立建設事務所管内に本店がある業者までとした入札案件が、3件ございます。1件目といたしまして、高浜北部老人憩の家解体工事でございます、予定価格税抜き602万8,880円のところ落札価格が600万円、落札率は99.5%でございます。次に、2件目でございます。全世代楽習館解体工事でございます、予定価格税抜き3,348万円のところ落札価格2,343万6,000円、落札率としましては70.0%でございます。最後3件目でございます。高浜南部老人憩の家解体工事でございます、予定価格が税抜き852万円のところ落札価格は600万円、落札率としましては70.4%でございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今お答えいただいたように、愛知県内の本店まで上げるといって、77.1%、それから83.1%、59.6%、かなり数字が下がっています。それから、条件付きで知立建設管内でやっていった場合は、99.5%、70.0%、70.44%とかなり隔たりがあります。同じところでもこういうあれが出てくるといことなんですから、私は金額によってやっぱり条件付きだとかそういったものをきちっと決めていただいてやっていただいたほうがいいと思いますので、この辺のところも十分踏まえてこれからいろいろと検討していただきたいと思いますので、要望しておきます。

それから、高取小学校の長寿命化工事で、伊藤設計事務所に計画変更による変更修正手数料及び事務費などの解体管理費の減額分を依頼していますが、この内訳をお答えください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 高取小学校給食施設改築工事につきまして、旧給食室の解体工事取りやめによる管理業務委託料につきましては、82万5,000円の減額となります。内訳は、解体工事取りやめによる人件費や諸経費等に係る減額となっております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 高取小学校長寿命化工事で、伊藤設計事務所へ計画変更による補正予算に確認申請の変更手数料の計上がありませんでしたが、計画変更により確認修正の変更は申請したのか。あわせて、バリアフリー法、人にやさしいまちづくり条例の整備計画に影響はないか、申請は必要ないのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） まず、計画変更の確認申請手続については、今回工事の変更の起因者となる児童クラブの改修工事の設計委託に係る経費、その次の今回の高取北児童クラブの改修工事が、愛知県の人にやさしいまちづくり条例、通称人まち条例に規定される特定施設に係る整備基準を遵守する義務に当たるかについてでございますが、学校は特定施設に当たりますが、人まち条例の11条では、特定施設の新築もしくは新設、増築または改築しようとするものは整備基準を遵守しなければならないというふうにしています。本件の旧給食棟の改修工事は、いわゆる新築もしくは新設、増築または改築に当たらないため、条例の遵守義務には当たらないというふうに解釈をしております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 高取小学校の長寿命化工事で、伊藤設計事務所に計画変更による耐震診断業務の見積りを依頼していますが、高取小学校は耐震性があるという報告を以前聞いておりますけれども、旧給食室は耐震診断をしているのかどうか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 地震防災対策特別措置法の第6条におきましては、学校施設の耐震

診断を義務付けております。ただ、ただし書におきまして、文部科学大臣が耐震診断を行う必要がないものとして、木造以外のもので階数が1かつ床面積の合計が200平方メートル以下のもの、木造で階数が2以下かつ床面積が500平方メートル以下のものはこの限りではないとされております。高取小学校の旧給食室はエキスパンションジョイントで北校舎とつながっていますが、構造上は別棟の扱いとなっております。構造は鉄筋コンクリート造平屋建てで、床面積は167平方メートル程度であることから、地震防災対策特別措置法第6条の2のただし書に該当するものであり、耐震診断は実施しておりません。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 耐震診断をしていないという話は分かりましたけれども、実際に全世代楽習館は耐震強度がないということで取壊しになっているわけですよね。それを、耐震診断をしていない、耐震強度があるかどうかははっきりしない、そういったところへ移すことがいいのかどうか、その辺について、お答えください。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） さきの令和6年1月臨時議会でも御説明させていただいておりますが、全世代楽習館の耐震性がないということで移転を余儀なくされた楽習館児童クラブの移転先を検討するに当たり、高取小学校区の小学校近隣の施設を検討しております。旧給食棟の耐震強度が分からないという点については、先ほど学校経営グループのリーダーからの説明がありました。耐震診断がされていない施設であるからといって移転先候補から外すという理由はなく、児童クラブが学校敷地内にあるということは、いわゆる児童の移動の安全性等も考慮する上で大きな理由となることから、候補としておりました。

なお、ほかの小学校の吉浜小学校等の給食棟につきましても、耐震強度が同様の造りの中で十分あるというところもあるので、そのあたりも踏まえた上で、候補として挙げていた次第でございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 私、先ほどの公共施設の在り方のほうでもちょっと話をしましたけれども、以前高取小学校の旧給食室は、あそこは取り壊して駐車場にする、そういう計画でみどり学園だとか何かのところに給食室を移転したわけですよね。そういったいろいろな過去のことやなんかを考えていきますと、僕は非常に場当たりのなそういう考え方が多いんじゃないのかと思いますので、ぜひそこら辺のところを、一貫性のある、そういったきちとした計画をつくっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 黒川議員、すみません。

その前に、マイクをもうちょっと自分のほうに向けてください。

こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） 今回の件につきましては、先ほどお話がありましたように、全世代楽習館が使えなくなったということに対しまして、あるいは説明しましたように、その中から私どもは速やかに、できるだけ早く子供たちの居場所が確保できるように、そのように動いてきたというところでありますので、それは別に場当たりのとかというわけではなくて、そこで必要なものをきちんと検討しながら進めてきたというところでございますので、よろしくお願いします。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今の答弁ですと、あそこのところがいいと。じゃあ、ほかに高取の農業センター、今あそこのところが閉館していますよね。そういったことや何かは全然考えなかったという、そういうことでよろしいですか。

○議長（杉浦康憲） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） 子供たちが通う児童クラブという施設でございますので、やっぱり先ほどありましたように、子供たちが通うというところで行きますと、一番利便性が高いのは高取小学校の敷地内が一番ベストでございますので、そういったことも、当然農業センターもあの付近にありますけれども、改造費がかかることも含めて距離が遠いというところも当然ありますので、その中で選択した結果が今回の改修ということで御理解いただければと思います。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今の答弁では納得できません。距離がどうのこうのと、今までの全世代のところと、それから今の農業センターのところと比べた場合に、距離は大分農業センターのほうが遠いのですか。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） もう既に議決をいただいて、私ども、学校の旧給食室、それを子供の児童クラブにしていくという形で、前回予算を上げたときにそういったことも御説明して御賛同いただいて進めてきて、それは納得いきませんというような御質問を、繰り返しになりますけれども、前回にはきちんとお答えをして、私どもの考え方はこうですというお話をさせていただいております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 前のときに、今の給食室のところが耐震の診断の、いわゆる耐震強度があるとかそういったことを説明していただいていますか。条件的に変わっているわけじゃないですか。市のほうの答弁はいつもそうなんですよ。きちっとやっぱり関連性を持たせて、きちっとやっていただきたい。それがどんどんどんどん変わっていってしまう。だから私は不信感を持っているんです。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 耐震強度の話も、前回予算を上げたときに、担当のほうから、きちんと劣化、耐震も含めてと調査をして、その上で設計に入るよという御説明をしていますので、その時点では、先ほど申し上げたとおり、学校側ではただし書の中で必要のない建物ということでやっていますけれども、そこを切り替えたときにはきちんと調査をして臨んでいますので、そういったことで御理解をいただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） それじゃあ、耐震強度があるという、そういう考え方でよろしいですね、今の副市長の答弁ですと。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 今回自主設計を行う中で、耐震診断のほうも併せて行いました。その結果、耐震強度としては十分あるというような結果が出ています。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今、耐震診断したと言われましたけれども、その費用は幾らで載っていたんですか。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 委託料の中に含まれておりますが、設計ベースで述べますと、約25万円ほど。

○14番（黒川美克） すみません、もう一回、幾ら。

○こども育成G（板倉宏幸） 25万円ほど。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 高取小学校の長寿寿命化工事で、計画変更による学校、全世代楽習館の耐震診断結果通知書の日付を見ますと、令和5年9月28日となっています。旧給食室の耐震診断見積り依頼は8月31日と1か月早く、全世代楽習館の耐震診断結果が出る前から移転を検討しているように見えます。全世代楽習館の耐震性がないことが理由で移転との説明がありましたが、結果が出る前から移転を検討していることと、全世代楽習館移転の検討協議、打合せ記録などを情報公開しても、不存在ということでした。移転理由は耐震診断結果以外に、ほかにもあるのでしょうか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） まず、全世代楽習館の耐震診断結果の通知の日付でございますが、令和5年9月28日、その同通知書に記載がされている診断依頼日については令和5年8月18日となります。当然、耐震診断について判断を依頼し、その結果が通知されるもので、その通知が9月28日であることと依頼をしたのが8月18日であることから見ても、8月31日に、万が一耐震がなかった場合に備えて見積書を設計事務所に依頼するということについては、何ら日付的な不合

理はないというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 高取小学校の長寿命化工事で伊藤設計事務所へ計画変更による旧給食室の見積内訳に診断評価は含まないとありますが、認定や評価は受けないのでしょうか。その場合、交付金の対象から外れるのではないかと、お答えください。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 恐らく確認された資料でございますが、最終資料ではなく、その後耐震診断を含めた見積書というものを徴収しております。そちらは10月11日に追記されているものとして出ているものでして、追加提出された見積りでは、先ほど言いましたように、万が一耐震がなかった場合の耐震改修計画、協定の手続や耐震改修評価等も想定したものとして出しております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 交付税の対象にはなると。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 耐震の診断については交付金の対象となるんですが、設計の委託の契約が2月であったこと、速やかに設計を行い改修工事をしなければ速やかな児童クラブへの移転というのが完了しないスケジュールであったことから、交付金の申請時期から外れた状態の中で業務を進めております。ですので、結果として、対象になるとは言いながらも対象時期から外れてしまったため申請ができなかったというのが実情でございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今正直に答弁していただきましたけれども、やはりもらえるものはもらう、そういったことはきちっとしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、町内会とまちづくり協議会について質問させていただきます。

町内会の加入率と過去5年間の加入率の推移、加入率の減少率等を教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 町内会の加入率、過去5年間の加入率のところでございますが、令和2年10月1日時点の加入率につきましては54.8%、令和3年10月1日は53.6%、令和4年10月1日は52.1%、令和5年10月1日時点では49.6%、令和6年10月1日時点では46.9%となっております。そのため、加入率の減少の率でございますが、令和2年から令和3年にかけてはマイナスの1.2%、令和3年から令和4年にかけてはマイナスの1.5%、令和4年から令和5年にかけてはマイナスの2.5%、令和5年から令和6年にかけてはマイナスの2.7%となっております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 町内会の退会率が大きい町内会を、上から3つお答えください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 退会率、最も加入率の減少幅の大きい町内会でお答えさせていただきます。また、こちらも令和2年と令和6年、5年間の間での減少率というようなところでお答えさせていただきますと、最も減少幅が大きかったところが碧海町と八幡・新田町町内会で、ともに12.7%の減少、次いで3番目ですが、向山町町内会で12.4%の減少となっております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今、令和6年10月1日現在で、町内会の平均の加入率が46.9%ということですが、町内会の加入率が50%を切るような状況で、市民の加入していない方がどのような不利益があるのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 災害発生時など、いざというときに、助け合える、顔の見える関係づくり、そういった関係がつけれる機会がなくなっていくてしまうということが懸念されると考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 町内会に加入することのメリットを市はどのように考えているのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 町内会に加入する最大のメリットを市として考えているところですが、先ほどの逆のお話になりますが、災害時などいざというときに助け合えるような関係の構築、こちらが最大のメリットかなと考えております。いざというとき、避難所とか防犯のときに気にかけていける、そんなちょっとだけでも気かけられる、顔を知っているというようなそういった関係をつくれるというのが、一番大切にしていきたいところかなと考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今リーダーがお答えになりましたように、私もその辺のところは非常に大切なことだと思います。ところが、ほかでいろいろ話を聞かしても、そういった災害時だとかそういったときに、やっぱり高浜市の総合計画の中で、大家族たかはま、そういったことをうたっておるわけですが、その辺のところのPRがまだまだ足らないと、そういうふうに私は思っておりますけれども、ぜひその辺のところできっとPRをしていただきたいと思いますけれども。それでは、町内会は加入率が下がっても存続するべきであるとお考えですか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 町内会の目的につきましては、先ほど来申し上げます、いざというときに助け合えるような関係を構築し、地域的な共同活動を通じて良好な地域社会の形成を目指

す、そういったものを目的としております。会員同士がつながり、活動にも参加してくれる町内会は、地域社会にとって必要なものであり、存続すべきものと私どもは考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 加入率が減少している原因を市はどのように分析していますか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） こちらちょっと古いですが、平成30年5月に、毎年実施をしております市民意識調査の中で、町内会に加入していない方につきまして、なぜ町内会に加入していないんですかというような理由のところをお聞きしたものがございます。そのときの回答の上位5つでございますが、1位としては、入会しなくても困らないから、こちらが26.2%でした。2位については、活動に参加できないから。3位としては、メリットが分からない。4位は、役が回ってくるから。5位としては、人付き合いが苦手・知り合いがいないというような状況になっておりましたので、こういったことが原因なのかなと分析をしております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今、ある程度のことをお答えいただきましたけれども、町内会連絡協議会で加入率の減少理由を各町内会長はどのように言ってみえるのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 町内会行政連絡会の中でも様々な御意見がありますが、町内会長からお聞きしたことをまとめると、総じて、町内会活動に対する負担感というところを言われることが多いです。例としましては、3月ぐらいに実際退会者が多くなる。これは役が回ってくるから、そういったようなところがあるのかなというような御意見をいただいております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 加入率を増やす施策をどのように考えているのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 加入率を増やす施策でございます。これまでも、地域のイベントの際に町内会加入促進のPRブースを設置したり、フリーペーパーにPR記事を掲載したりいたしました。こちらにつきましては、町内会未加入者の目にどうやったら町内会のことが届くかというところで、多くの町内会加入者以外の方も来たり見たりするものに載せさせていただいたりPRをしてまいりました。また、昨今では、芳川町の町内会様が防災の勉強会を町内会で開催されました。その際には、町内会員だけではなく、未加入世帯にも案内チラシを自分たちでポスティングでお配りし、実際に防災の勉強会に未加入者の方も参加をされたと。それをきっかけに、未加入だったけれども加入するよといって入られたというようなお話も聞いております。行政としても引き続きPRに努めてまいります。町内会さん自身も、こういったふうにPRに取り組ん

でいただくことで相乗的に効果が出てくることを考えております。また、先ほどありました活動自体の負担感の部分でございますが、活動役員に関する負担感については、行政からの依頼等見直しを進めることで軽減に努めていきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 町内会の役員の謝礼は、今任意団体ですので補助金の中の対象になっていると思うんですけれども、平成5年度から町内会の役員の謝礼は変わっていないと思いますが、その辺のところは今後増額する考えはないのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 議員言われます、平成5年から変わっていない、町内会の役員謝礼を拝見させていただきますと、平成5年までは駐在員制度という制度でやっていらっしゃいました。それから町内会制度に変わる際に、町内会長の役員謝礼につきましては、準備委員会のほうでいろいろと話し合いが行われ、駐在員の謝礼を基にしているとお聞きしており、当時からはほとんどの町内会で変更されていないという認識をしております。先ほど質問の中でも議員が言われましたように、任意団体ですので、市から幾ら幾らにしてくださいというようなところがなかなか言えるところではございませんが、今後、町内会さんがいろいろな課題解決に向けて、そういったような謝礼の部分の相談があれば、意見交換をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今リーダーの話がありましたように、ぜひその辺のところは、かなり皆さん負担感を持っておみえになる方が多いですので、その辺のところは、少しでもそういったことが、負担感が減らせるような、そういったことはぜひ考えていていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、次にまちづくり協議会のことについて、お伺いします。

まちづくり協議会の役員の謝礼の現状について、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） まちづくり協議会の役員の謝礼、こちら会長や事務局長の謝礼についてというところで御回答させていただきます。まず、会長につきましては、吉浜まちづくり協議会で年2万円、翼まちづくり協議会及び高取まちづくり協議会では月2万円、南部まちづくり協議会及び高浜まちづくり協議会では無報酬となっております。事務局長につきましては、吉浜まちづくり協議会で年2万円、翼まちづくり協議会、高取まちづくり協議会では月3万円、南部まちづくり協議会では月1万円、高浜まちづくり協議会では無報酬というような形になっております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今かなりばらつきがあるんですけども、報酬を、謝礼を払っているところ、払っていないところ、いろいろとそれぞれのまち協の考え方があると思いますけれども、私は、やはり町内会も謝礼は払っているわけですので、ぜひまちづくり協議会についても謝礼のほうを考えていただきたい。その辺のところは、やっぱり少しでも役員の負担感を減らす、謝礼ばかりが負担を減らすあれではないですけども、やはりその辺のところは、必要な経費は市のほうが補助する、そういう考え方は必要だと思いますので、ぜひその辺のところをしっかりと考えていただきたいと思います。

それから、まち協のほうについては最後にしますが、実際に、これからまちづくり協議会と町内会の関係、上手に行っているところと上手に行っていないところ、翼については、町内会が2つしかありませんので、意見の集約がしやすいということで、非常に私自身まち協のほうにもいろいろともしりあげ隊だとかなんかで関わらせていただいておりますけれども、翼については上手に運営されていると思いますけれども、ほかのところでは、やはり町内会の数が多いだとかまち協のほうと、それから町内会の関係につきましては、市のほうは、まちづくり協議会はいわゆる議長役みたいなもので、全体の調整をするということで上下関係はありませんよということはおみえになりますけれども、ほかのところでは、何で町内会がまち協の下請をやらないのか、そういったような意見も多く聞きますので、その辺のところは、市はどういうふうに把握してみえるのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 私も全てのまち協の会議に顔を出しておりますので、その年々、地区ごとでやはりいろいろ本当に温度差があります。関係者が増えればやはりちょっとうまくいかないことも多いかなというところもあります。ただ、市として一貫してお話をさせていただいているのは、まち協というのは、個々の団体ではなかなかちょっと力が足りない、そこを協力し合って解決していこうと、それをつなぐコーディネーター的な役割を果たす場所であってほしいというお話をさせていただいております。そういったところで、そういったことをしっかり感じていただけるような運営になっているとき、なっていないときが正直あります。そこにつきましては、我々も随時まち協さんとお話をして、少しでも各団体さんにまち協があってよかったねと言ってもらえるような、そんなような活動になるように努めてまいりたいと思いますので、議員におかれましても御協力いただけると助かりますので、よろしくお願いします。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今リーダーが話をされたように、やはりまち協と町内会はやっぱ切っても切れない関係がございますので、やはり上手にまち協と町内会が運営されていくのが一番いいことだと思いますので、ぜひその辺のところをしっかりと調整をしていただきたいと思います。

それでは、最後に、やきものの里かわら美術館・図書館について質問をさせていただきます。

高浜市やきものの里かわら美術館・図書館について、指定管理者制度を導入した理由、原点に返ってお伺いします。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） かわら美術館・図書館へ指定管理者制度を導入した理由ということでございますが、かわら美術館・図書館の前身であるかわら美術館は平成20年10月から、それから図書館については平成21年4月から指定管理者制度を導入しまして、民間事業者が持っております専門性、ノウハウ、これらを活用して市民サービスの向上、管理運営の効率化、こういったことを図ってまいりました。かわら美術館・図書館についても、引き続きの施設の設置目的というものを効果的に達成していくために、同様の考え方によりまして、指定管理者制度を継続するということにいたしております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今リーダーに答弁いただきましたけれども、私は、図書館についての指定管理は指摘するものではありません。美術館は、指定管理はいかななものかなと、そういうふうに思っているんです。なぜかと言いますと、その理由は、以前、美術館は直営で、学芸員がおって、いろんな企画運営をして、その企画をしていく乃村工藝はディスプレイやなんかを入札で受けておったわけですね。ところが、今は乃村工藝が直接指定管理を受けているために、いわゆるそういった、今までディスプレイやなんかを自分のところが入札で取っていたものが、それが直接指定管理で自分のところで受けられる。そうするということはどういうことかという、いわゆる競争原理が僕は働かないじゃないのかと、そういうふうに思っていますので、ぜひその辺のところは、今まで美術館だとかなんかの指定管理の中の評価委員会なんかがありますけれども、その辺のところ、そういった意見は出てないわけでしょうか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 展覧会の企画に関しての御質問ということでございますけれども、指定管理者においても、例えば費用がかかるというようなことがあれば、例えば価格を比較されると、そういったことは行われているものというふうに認識しております。直営と現在の指定管理の企画内容ということで比較いたしますと、当然企画内容によって費用がいろいろ変わってきますので一概には言えないものではございますけれども、例えば直営の時代の、最後の年度で、20年度が途中で変わっていますので、最後の年度ということと19年度ということでございますけれども、展覧会に要する経費というのは、年8回で大体4,500万円ぐらいかかっていたというのが、令和5年度のところで行きますと、年3回でございますので、900万円程度でやっているという中で、限られた予算を効果的に活用していただき、さらに専門性、創意工夫というのも生かして取り組んでいただいているというふうに認識しておりますし、評価委員会の中でも、そういった手腕のところにつきましては高く評価していただいているものと認識しております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今企画展の話がありましたけれども、私は今回美術館で「さしすせそ」ですか、そういった企画をやっておみえになられますけれども、ちょっとよく趣旨が理解できなかった部分があるんですけれども、基本的にその企画というのは、館蔵品を皆さんに見ていただく、そういった企画だと思っているんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 現在開催しております、議員御質問がありました館蔵品展「美術鑑賞のさしすせそ」につきましては、館蔵品を展示するものということでございます。ただ、先ほど年3回と申し上げましたが、それ以外については、他から借用したりだとかいうことで、様々な切り口から展覧会を企画開催しているというところでございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今の展覧会の「さしすせそ」ですけれども、これはどのぐらいの展示費用がかかっているか、予算は分かりますか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、まだ令和6年度については執行中であるというところと、以前展覧会の経費について御質問いただいたことがございますが、なかなか常設展の経費なんかもありますので、切り分けにくいというところがございます。ですので、予算額というところで行きますと、令和6年度の展覧会の事業経費というのは900万円ということで、年3回それから常設展の関係も賄っているというようなことで御理解いただければと思います。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） もっと僕は、積極的に行政のほうも、指定管理で任せてあるからそちらのほうで全部やっていただければいいという、そういう話では僕はないと思うんですよね。実際に今吉浜に画廊がありますけれども、そのところが地域の作家の方に画廊を提供して、そこで展示会だとか展覧会なんかをやっていただいておりますけれども、私も案内がありますと見ていくんですけれども、非常に結構盛況なわけですよ。ですから、吉浜にそういう画廊がありますので、それを美術館でやるというと、その営業を妨害するようでいかんとは思いますが、実際に、以前開館のときに斎藤吾朗さんの展覧会をやったわけなんですけれども、非常に大勢の方が来ていました。それから、神谷英介先生もオープンのときにやっていただいて、非常に多くの方に来ていただきました。それから、克徳先生も日展で特選やなんかを取ったときに展覧会やなんかをやっていただきましたけれども、地元でそういった有名な陶工の方とか、それから書画の方やなんかもお見えになりますので、ぜひそういった方の企画を、ぜひそういう中に取り入れていただきたい。やはり地域の方のそういう展覧会をやれば人がようけ来ると思いますので、その辺の考え方について一つ、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 高浜市の文化を大切にする地域の作家さんのことを市民の皆さんにより多く知っていただく、そういう視点は大変大事だと思っております。今御質問の中にも触れていただきましたように、例えば平成30年度、陶芸作家の森 克徳先生の展覧会もやっておりますけれども、指定管理者としてもそういったところは大事だということを認識して企画をされているということでございます。今回開催している館蔵品展「さしすせそ」の中でも、県内の作家さん、また高浜市の作家の作品もでございます。それから、来年度、かわら美術館が開館して30周年という節目でございますので、特にそういった機会を捉えて、高浜の文化、高浜の作家さん、そういったところを知っていただけるような企画ということを今指定管理者のほうでも御検討いただいているということで承知をしておりますので、そういった考え方を大切にしながら取り組んでいただけるよう私どもとしても働きかけてまいりたいと思っております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今ありましたように、やっぱり地元の文化を大切にしていきたい。やはり文化というのが育たないまちというのはどんどん衰退していってしまいますので、ぜひそういったことを踏まえてやっていただきたいと思います。

それから、ちょっと前に戻りますけれども、指定管理者制度の導入前と後でどのような成果が出ているのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） かわら美術館・図書館としましては、現在指定管理の2年目、図書館の機能移転からということで行きますと、まだ1年余りが経過したところということでございますけれども、成果という点で行きますと、これまで何度も一般質問のほうでもお答えはしておりますけれども、まず図書事業につきましては、機能移転で狙いとしておりました施設の利用のついでに立ち寄るといったような、そういった狙いのところが浸透しつつあるのかなというふうに考えております。企画展の関係で行きましても、様々な、今先ほど申し上げたとおり工夫を凝らしたものの、あと、それ以外にも子供に向けた視点、それから地元の団体さん、例えば文化協会、瓦の組合さん、そういった方との連携による体験型ワークショップなどの様々な工夫を凝らした企画というものを実施しております。館蔵品展で今「さしすせそ」展をやっているということを申し上げましたけれども、実はその企画展とタイアップする形で、図書事業では、ライブラリーほんの森では「図書館を知るためのさしすせそ」という、そういう特集コーナーのほうも設けまして図書館の役割や活用方法を紹介したりですとか、ロビーのところでは美術鑑賞をサポートするような特集コーナーを設けるということで、美術事業と図書事業を融合するというような取組というものもだんだん積極的に行われているかなというふうに認識しております。そういった指定管理者ならではの専門性、ノウハウというものを生かして、新たな取組が生まれてい

るというふうに認識しております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） いつも辛口で批判しているばかりでもいけませんので、1つはいいことを言わせていただこうと思います。この間「さしすせそ」を見に行ったんですけれども、そのときに、館内の説明のパンフレットを作っておみえになりましたよね、1冊300円。ちょっとそれをお金を取るというのはいかなものかという気がするんですけれども、そういった、非常に見学するのにこういったものがあるといいなと、そういったことも考えてやっていただいておりますので、ぜひ来館者の人が喜んでいただけるような、そういう見せ方というのも大事じゃないかと思いますので、そういった点はこれからもどんどん広げていっていただきたいと思います。

それから、最後にお答えください。図書館は貸出機能からレファレンスだとか、そういった本の読み聞かせだとかそういったものに特化をしていくという、そういったお話がありましたけれども、令和4年度、令和5年度、令和6年度のレファレンスと本の読み聞かせの件数、この件数を、平均で結構ですので、年度ごとに、6年度は途中ですので今までの平均でよろしいですので、それをお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

時間があと1分少々になります。

○文化スポーツG（鈴木明美） レファレンスにつきましては、令和4年度が120件、令和5年度が72件、ただし7月22日からオープンということですので、約8か月の数字でございます。令和6年度については10月末現在は75件でございます。それから、本の読み聞かせということで定例的なお話会の回数でお答えさせていただきますが、令和4年度までが主に本館、5年度以降は主にとしょびあの3階で司書、ボランティアの方が行っております。令和4年度が218回、令和5年度が47回、これは9月からスタートしております。令和6年度については、10月末現在ということでございますが、59回ということで、機能移転後につきましては、健診の日程に合わせたり、曜日、時間帯を工夫するなど、絵本と市民の皆様をいかに近づけるか、どのようなタイミングで行うのが効果的かということを模索しながら取り組んでいるところでございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今お答えいただいたように、市の目的とするレファレンスだとかそういったものに重点を置いていくというわりにしては、僕はちょっとジリ貧かなという感じを受けますので、ぜひその辺のところを、もっと皆さんに喜ばれるような、やはり前のときにアンケートとかそういったものを取って、どういうふうにしていくかということをやっていくと言っておられましたので、ぜひそういったアンケートや何かを取っていただいて、これからもよりよい美術館だとかそういったものにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は、13時30分。

午後 0 時30分休憩

午後 1 時30分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5 番、野々山 啓議員。一つ、「協働推進」手を取り合ってみんなでまちをつくろう、一つ、平和行政について、以上 2 問についての質問を許します。

5 番、野々山 啓議員。

○5 番（野々山 啓） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一つ、「協働推進」手を取り合ってみんなでまちをつくろうの取組について、一つ、被爆80年事業について、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

日本経済は長らく続いたデフレ型経済から成長型経済へと移行する大きなチャンスを迎えており、引き続き物価高を克服する持続的な賃上げ、生産性向上や人手不足など、課題克服に取り組む必要があります。

また、国内最大の課題である人口減少、少子高齢化は、2040年に向けて高齢者数の増大と現役世代の急減が見込まれており、増加する単身世帯への対応と併せて全ての世代を支える社会保障制度の再構築へ将来を見据えた改革を急がねばなりません。

さらには、気候変動に伴い、激甚化、頻発化する自然災害から国民の命と暮らしを守る防災・減災対策や人口減少が進む地方にあっても安心して暮らし続けられる地域づくりなど、国民の不安を取り除き生活基盤を強化する取組が必要です。

世界にあっては、今なお各地で紛争が続き、深刻な人道危機が発生する中、国際社会の平和と安定、日本の役割がこれまで以上に重要な局面を迎えています。内外の社会情勢が大きく変わり、誰もが変化とリスクの対応が必要とされる時代にあって、国民が将来に希望を持ち、安心して生活できるよう、今こそ政治がその責任を果たすべきです。

公明党は、日本が直面する困難な課題を乗り越え、持続可能で活力あふれる日本をつくるため、所得の向上や教育支援、社会保障サービスの充実、最新技術の活用などを通じて生活の満足度を高めるとともに、女性や若者の声をより一層政治に反映させることや、高齢者や障がい者の特性に応じたきめ細やかな支援を講ずることで、年齢、性別、所得、地域等の違いにかかわらず、誰もが希望に応じて社会参画し活躍できる社会の構築を目指します。

まずは、「協働推進」手を取り合ってみんなでまちをつくろうの取組についてお聞きします。

第7次高浜市総合計画、基本目標～将来都市像を実現するためのまちづくりの目標～の1番目に手を取り合ってみんなでまちをつくろうと示されております。社会の変化や多様化する市民のニーズに対応していくため、地域コミュニティの活性化や市民一人一人が個性を生かしお互い

を認め合いながら活躍できる環境づくりを行い、個人・団体・企業・行政など高浜市にかかわるみんなが手を取り合ってともに歩むまちづくりを目指しますとあります。この市民一人一人が個性を生かしお互いを認め合いながら活躍できる環境づくりについて大きく3点に分けてお聞きしていきたいと思います。

まずは、女性活躍推進についてお聞きします。

本市では、平成28年度に女性活躍推進計画が策定されており、私ども公明党の先輩議員である小野田由紀子議員が平成30年3月の一般質問で男女共同参画社会の推進について質問をされました。この間の本市における女性活躍推進の状況についてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 本市の女性活躍推進計画ですけれども、性別にとらわれることなく一人一人が持っている力を発揮できる環境づくりを目指し、家庭や地域活動とのバランスを取りながら働くことができるようにしよう、職業生活においてもっと力を発揮できるようにしよう、こうした2つの目標を掲げておりまして、市といたしましては、待機児童ゼロ対策をはじめとする子育て支援、介護サービスの提供など、働きやすい環境づくりに取り組んでまいりました。また、企業誘致といった働く場の創出や確保といったことにも取り組んでまいりました。

女性活躍の指標の一つと言われます女性の労働力率につきましては、結婚や出産期に当たる30代では労働力率が落ち込むいわゆるM字カーブというものがかつては見られておりましたが、近年では、そのM字カーブのMの谷の部分というのが非常に緩やかになってきており、徐々に改善されているといったような姿が見られております。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。性別にとらわれることなく一人一人が持っている力を発揮できる環境づくりを進められ、また、女性の労働力率も改善されていることが分かりました。

それでは、市内の事業所における推進状況はどのようになっているかお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 市内の事業所における推進状況ということで、愛知県のほうの事業になりますけれども、トップの意識表明ですとか、採用や職域拡大、あと管理職の登用、ワークライフバランスの推進など、事業所が女性の活躍促進に向けた取組を表明するという女性の活躍促進宣言ということが募集が行われております。

さらに、その宣言をした事業所のうち、県がその取組を基準に基づいて認証するあいち女性輝きカンパニーという制度のほうもございます。この制度の今の状況ということで、高浜市内に本社を置く事業所について申し上げますと、現在、女性の活躍促進宣言を行っている事業所というのが15件、このうちあいち女性輝きカンパニーの認証を受けている事業所というのが12件ござい

ます。平成30年3月の時点と比較いたしますと、女性の活躍促進宣言を行っている事業所が4社、そのうちあいち女性輝きカンパニーの認証を受けている事業所が3社という状況でございましたので、したがって、この間、女性活躍の推進の輪というのが次第に広がっているというふうに捉えております。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） 市内の事業所の取組ということで高浜市役所もその一つでございますので、御説明をさせていただきます。

本市では、女性職員はもとより全ての職員がよりよい環境で個性や能力を発揮できるよう、市役所も地域の事業主の一つとして範を示すべく、時間外勤務の縮減や休暇取得などの働き方改革、仕事と家庭への両立支援、キャリアアップできる職場を目指すことを盛り込んだ女性の活躍促進宣言を令和4年に宣言してございます。先ほどの15件のうち1件が高浜市役所でございます。

また、平成17年より高浜市特定事業主行動計画を策定、推進しており、計画の一例として、管理職員の女性割合を30%に引き上げるという計画に向けて各種研修を積極的に受験させることで、女性職員の意識改革やモチベーションの向上を図り、管理職試験の受験を促しているところでございます。

さらに、来年度より愛知県男女共同参画推進課へ女性職員1名を研修生として派遣する予定でございます。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

女性の活躍促進宣言の募集についてですが、市として高浜市内の事業所に対し何かしらのアプローチを行い制度の推進を促していたのでしょうか。また、市役所内での女性管理職の割合ですが、計画策定時に比べどれほど増加しているのかお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 女性活躍促進宣言の制度の募集のことだけには限りませんが、女性活躍の促進に係る様々な事業の情報、例えばチラシですとかパンフレットといったものが国ですとか県、関係機関から届きますので、例えば女性文化センターですとか、としょぴあの2階の学習コーナーにパンフレットコーナーがございますので、そういったところに設置をして周知を図っているということがございます。

あと、そのほかにも国の女性応援ポータルサイトですとか、愛知県のあいち女性の活躍促進応援サイトというホームページがございますので、そのリンクを市の女性活躍に係るホームページのところにも掲載するというような形で様々な取組、制度の周知啓発を図っているところでございます。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） 女性管理職の伸びということで御質問いただきました。平成28年度の女性管理職の割合と現在の割合を御説明させていただきます。

平成28年度の女性管理職の割合は25%でございました。現在、公表している最新の女性管理職の割合は27.7%でございます。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

市内事業所、市役所内での女性活躍の輪が次第に広がってきていることは分かりました。女性活躍推進計画は、令和7年度に計画期間が満了を迎えます。令和8年度以降どのように取り組んでいこうと考えているか現段階の考えをお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 女性活躍推進法は令和7年度末までの10年間の時限立法ということで制定をされております。ですので、女性活躍推進計画の最終年度というのは、この法の期限と整合のほう図っております。

今後の女性活躍推進の方向性などについては、今、国のほうで検討されておりました、厚生労働省のほうで雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会というのが令和6年の8月に報告書を取りまとめたというふうに伺っておりますが、その中では、女性活躍の施策の効果が現れるまでには一定の期間が必要だとして、女性活躍推進法をさらに10年間延長することが適当だという提言がなされたというふうに承知をしております。

この女性活躍の推進は、国、都道府県、市町村、事業者、住民一丸となって取り組んでいかなければ効果を発揮することはできないものであるというふうに考えております。まずは国の動向ということを注視しながら、対応に当たってまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

女性活躍の推進は、国、都道府県、市町村、事業者、住民が一丸となって取り組んでいかなければ効果を発揮することができないものと思いますので、国の動向を注視しながら対応に当たっていただきたいと期待いたします。

次に、多様な生き方の尊重についてお聞きします。

先ほどの柴口議員の質問と多少重複するかもしれませんが、市民の人権を尊重するための性的少数者LGBTQ+に対する取組についてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 午前中の12番議員の一般質問でもお答えさせていただいた部分と重複しますが、令和4年度に職員向けのLGBTQ研修を実施をしました。令和6年度、今年度についても職員向けのLGBTQ研修を実施する予定をしております。また、学校の教職員向けに

も同様な研修が令和５年・６年度と実施をされているとお聞きしております。多様性を理解し認め合い高浜市に暮らす誰もがお互いを尊重し合えるまちの実現を目指し、まずは職員がしっかり理解するように取り組んでいるところでございます。

○議長（杉浦康憲）　５番、野々山　啓議員。

○５番（野々山　啓）　ありがとうございます。

これも先ほどの柴口議員と重なる質問になるかなと思うんですけども、ファミリーシップ宣誓制度を導入するに至った経緯の質問がありましたが、これまでのパートナーシップ宣誓制度とファミリーシップ宣誓制度の何がどのように変わったのかについてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲）　総合政策グループ。

○総合政策Ｇ（榊原雅彦）　これまでのパートナーシップ宣誓制度と１０月から導入いたしましたファミリーシップ宣誓制度の違いでございますが、これまでのパートナーシップ宣誓制度に加えてファミリーシップ宣誓制度では、法律上の効果があることを証明するものではございませんが、これまでのパートナーお二人での宣誓を基本とし、一方、または双方の子を含めた当事者が家族として日常生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを高浜市として公に証明をするものでございます。併せてこれまでは宣誓の要件として双方が市内に住所を有していることが要件でございましたが、今回のファミリーシップ制度導入に合わせて一方または双方が市内に住所を有しているということに変更したというところがございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲）　５番、野々山　啓議員。

○５番（野々山　啓）　ありがとうございます。

高浜市ファミリーシップ宣誓制度の導入に合わせ愛知県内の自治体とも自治体間連携をしていくとされていますが、具体的にどのようなことで連携をされるのかをお聞かせください。

○議長（杉浦康憲）　総合政策グループ。

○総合政策Ｇ（榊原雅彦）　自治体間連携の主な目的といたしましては、当事者の方の転入出に伴う手続の簡便化でございます。転入出された場合には、本来ですと転出元には宣誓の証明書等を返還し転入先で新たに必要書類をそろえて申請するというような手続となりますが、連携する自治体間で宣誓をされた方々につきましては、転入出時に自治体間において情報を共有し、証明書の返還手続の省略や申請時の必要書類の添付の省略など、手続の簡略化がなされていくというようなところでございます。

○議長（杉浦康憲）　５番、野々山　啓議員。

○５番（野々山　啓）　ありがとうございます。

続きまして、多文化共生の取組についてお聞きします。

近年、高浜市内におきましても外国籍の方が非常に増えてきたかと感じておりますが、高浜市

における多文化共生の具体的な目標やビジョンはどのように設定されているかお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 高浜市では令和6年3月に多文化共生推進プランを策定いたしております。多文化共生推進プランでは、第7次高浜市総合計画の個別目標2の目指す5年後のまちの姿でも掲げていますが、市民がお互いの国籍や文化の違いを理解し認め合い、外国籍市民も地域の一員として助け合い活躍していますを目指すまちの姿、基本理念ですね、としております。その実現に向けた基本方針として、1つ目は誰もが理解し合い協力し合えるまちづくり、2つ目として誰一人取り残さないまちづくり、3つ目として誰もが安心して暮らせるまちづくり、この3つの方針を設定をしているところでございます。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

それでは、多文化共生に関して市が取り組んでいる啓発活動はどのようなものがあるかお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 本年11月の広報におきまして多文化共生に関する特集記事を掲載いたしました。愛知県が11月を多文化共生月間として設定をしておりますので、それに合わせて高浜市としても特集記事を組んで啓発に努めたというところでございます。また、多文化共生コミュニティセンターのフェイスブックやインスタグラムにおいても、様々な取組の発信をしているというところでございます。

今後は、日本人に対しても、また外国人に対しても、双方に対してといった形で発信をしたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

それでは、日本人と外国籍市民が互いに交流をしたり、互いの文化等を学習するような機会の創出について取り組んでいるかについてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 交流の機会でございますが、これは地域の夏祭りのところでお見かけしたところですが、吉浜まちづくり協議会の夏祭りの場で外国籍市民の方がブースを出したり、ステージで自身の国の踊りを披露するというような場面がございました。また、公益社団法人トレイディングケア、高浜市連携協定を結んでおりますが、トレイディングケアが市民予算枠事業の協働推進型を活用して実施をしております多文化交流事業において、料理を通じた交流を実施をされておりまして、そこには日本人親子も参加をしながら外国籍の方と和気あいあいと和食を通じた交流をされているという姿もお見かけしております。

また、10月には多文化共生コミュニティセンターにて、ベトナム国籍の方をゲストに迎えまして、ベトナムの国の特徴や国民性、文化などを聞きながら、あたかもそのベトナムを旅しているような感覚になるようなそのような取組も実施をされているというところがございます。また、ベトナム国籍の方々が9月に森前公園にて、ベトナムの伝統的な風習でありますテット・チュン・トゥーというイベントを開催しているというようなところもございます。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。外国籍市民の方が進んで母国の文化について紹介し交流してくださっていることが分かりました。

市内で海外旅行が味わえるのはいいかなというふうに感じますが、ちなみに、外国籍市民の方が開催されたお祭りなどに日本人の方が来られているのかについてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 先ほど答弁いたしました9月に森前公園で開催されたお祭り、ベトナムの伝統的な風習のお祭りですが、私も少し顔を出しに見に行きましたが、なかなか日本人の方というのは少なかったかなというところもございます。やはり私自身ちょっと感じたんですが、外国籍の方がほとんどのところに入っていくにはやはりまだちょっと壁があるのかなと感じたところです。ただ、様々な取組に外国籍の方に参加してほしいという声非常に地域の中でお話ししていてもございます。ただ、外国籍の方の立場からすると、様々な事業など日本人がほとんどのところに入っていくにはきっと敷居が高く勇気がいるのかなというようなことを感じました。私がちょっとなかなか壁があるなって感じたのと同様に、日本人の人がほとんどいるお祭りに外国籍の方が来るときの気分ってこんな感じなのかなというのを正直感じたところでございます。そうした点を酌み取った上で共生の取組を今後進めていかないといけないのかなと感じております。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

それでは、現在、外国籍市民に対するサービス等の支援策としてどのようなものがあるかお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 市役所やいきいき広場における外国籍市民の方に向けたサービスといたしましては、市役所本庁舎1階にポルトガル語とベトナム語の通訳の方を配置しているほか、いきいき広場にもポルトガル語の通訳の方を配置をしております。

また、外国籍市民の方々に対する一元化総合相談窓口として多文化共生コミュニティセンターを設置をしているというところもでございます。また、そのコミュニティセンターでは、委託事業として日本語教室を開催をしているというところもございます。

また、外国籍の小学生児童、子供さんですね、に対して外国人早期適応教室くすのき、こちらを実施をしております、現在では3クラスの実施という形になっております。

また、ごみ分別便利帳の多言語バージョンだとか、ごみ分別アプリ「さんあーる」の多言語対応、広報たかはまの多言語情報発信など、様々取り組んでいるというところでございます。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

外国人早期適応教室くすのきですが、今までは2クラスであったかと記憶しております。現在はクラスが増えたということによかったのでしょうか、経緯もお聞かせいただければと思います。

○議長（杉浦康憲） 教育長。

○教育長（岡本竜生） 本年6月17日に、新たに吉浜小学校に開設をいたしました。理由としては、くすのき教室の利用に適する児童・生徒が増えてきたということで増やしております。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。外国籍の方への行政サービスも進んでいることが分かりました。

それでは、日本人の方に対してもそうですが、情報を伝えるということは非常に難しいかと思っています。外国籍市民に対する情報発信における現状の課題はどのように考えているかお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 市といたしましても、様々な工夫をして発信をしていると思いますが、実際にはその発信がなかなか見られていないということはあると思います。情報を発信することが目的ではなく、大切なのは相手にしっかりとその情報が伝わることだと考えております。その第一歩であります市が発信する情報にまずは興味を持っていただき見ていただくというようなところが重要であり課題なのかなと感じております。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） それでは、情報発信の課題に対する対応策として今後はどのようなことを検討されているかお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 様々な媒体手段によって発信していくことはもちろんのことなんですが、外国籍市民の方とお話をしておりますと、どういった情報かということより誰からの情報かということも、その情報に興味を持つ、見るといった行動につながる重要なことなんですよというふうなお話をお聞きをいたしております。そのため、情報を拡散してくれる鍵となるそうし

たキーマンを通じて情報を展開していけたらより伝わっていくのかなと考えてございます。

○議長（杉浦康憲） 5 番、野々山 啓議員。

○5 番（野々山 啓） ありがとうございます。

外国籍市民の方に市政に関与していただくという取組も有効ではないかと考えますが、市としてはどのように考えているかお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策 G（榊原雅彦） 多文化共生推進プランの取組項目の⑨番に外国籍市民の社会参画において、市が開催する各種委員会等において外国籍市民の登用を図りますという取組を掲げております。様々な場面で積極的に外国籍市民の方にお声がけをしていけたらと考えております。

○議長（杉浦康憲） 5 番、野々山 啓議員。

○5 番（野々山 啓） ありがとうございます。

共生社会の実現に向けた今後の取組について市のお考えを聞かせていただきたいと思います。まず、今後市として重点的に取り組んでいきたいと思うことについてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策 G（榊原雅彦） 市として重点的に取り組んでいきたい点でございますが、2 点ございます。

1 点目は、高浜市多文化共生推進プランでその根底において必要とされております多文化共生の意識の啓発、その実現に向けては交流の機会の創出といった取組を通じて実現していきたいと考えております。

2 点目は、推進プランにおいて市の役割として掲げられております情報発信、情報収集に努めること、その実現に向けては、第 7 次総合計画に掲げるアクションプランでも掲げておりますが、外国籍市民の方々と市側でざっくばらんに意見交換をできるようなそんな機会を年に 1 回でも 2 回でもつくり出していきたいと考えております。そうした中で我々日本人が想像している課題と外国籍市民が実際に困っている課題のギャップや今後想定される課題等について意見交換をしていきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 5 番、野々山 啓議員。

○5 番（野々山 啓） ありがとうございます。

それでは、最後に、私たち市民も含めて地域全体で取り組んでいくべきことについてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策 G（榊原雅彦） 第 7 次総合計画でも記載をさせていただいておりますが、いきなり難しいことはなかなか大変だと思いますので、第 7 次の総合計画のところでも、お互いに挨拶をする、地域のイベントに参加してもらえよう声をかける、優しい日本語で話す、そういったで

きることから取り組んでいただけたらと考えております。市民がお互いの国籍や文化の違いを理解し認め合い、外国籍市民も地域の一員として助け合い活躍できるような社会の実現に向け、市民の皆様と共に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

「協働推進」手を取り合ってみんなでまちをつくろうの取組について大きく3点に分けてお聞かせいただきました。「希望の未来は実現できる 人と想いがつながりあう しあわせまち大家族たかはま」、市民の皆様がそう思える高浜市へ、どこまでも一人に寄り添い、一人を大切にするこの公明党の堅実な力を発揮して協働し、未来を開く改革を推進してまいりたいと思います。

次に、平和行政についてお聞きします。

明年は被爆から80年の節目の年を迎えます。現下の国際情勢は今なお続くロシアによるウクライナ侵攻やパレスチナ自治区ガザ地区での紛争等に加え、人類の生存の権利を脅かす核兵器使用の可能性が現実味を帯びて語られるなど、緊迫した状況が続いています。

長崎大学核兵器廃絶研究センターの推計によると、2024年6月1日現在、ロシアや米国など世界9か国が保有する核弾頭の総数は1万2,120発であり、昨年と比較して400発減少したとされていますが、一方で、現役核弾頭の数が増加傾向にあり、実質的な核軍拡は進んでいるとの見解が示されています。ロシアによる核威嚇に限らず、イスラエルや米国の要人からも紛争解決の手段として核兵器使用を正当化する発言が聞かれるなど、大変憂慮すべき状況が続いており、改めて核兵器の非人道性とこんな思いをほかの誰にもさせてはならないとの広島・長崎の心は一層強く国内外へ訴えていくことが重要だと感じています。

本年8月、広島市を訪れた公明党の山口那津男元代表は、被爆者に国籍や人種の隔てはないと述べた上で、核兵器禁止条約は日本の非核三原則を国際規範に高めたものと捉えており、唯一の被爆国である日本が橋渡し役を担うのであれば、非核保有国が結集をしている核兵器禁止条約に関わる一方、核保有国との対話を進めていくべきだと訴えました。

今後、一人でも多くの方が広島・長崎の被爆の実相に触れるとともに、市民一人一人が日常生活の中で平和について考え行動し、核兵器廃絶に向けた潮流を確かなものとしていく取組が世界の為政者に対する核兵器廃絶に向けた働きかけを強める後押しになると確信しています。

本市も1994年3月28日に、恒久平和実現の指針として高浜市非核平和都市宣言に関する決議を議会全員賛成にて議決しております。先ほど柴口議員からも質問がありましたが、これまで高浜市での平和行政の取組、被爆70年の年には何か取組があったのかについてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 被爆70年の年こういった何か取組がありましたでしょうかということですが、被爆70年の年、市としてではなく南部まちづくり協議会におきまして、戦

後70年平和を考える展覧会として、今日の平和を次の世代に引き継ぐための講演や展示会が行われたというような実績がございます。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

高浜市として令和7年度に被爆80年を迎えるに当たり検討されている取組はありますか。また、広島市は本年2025年に迎える被爆80年の事業の一環として、原爆投下時の状況などをまとめたVR（仮想現実映像）を国内外の原爆展で見られる試みを始められたそうです。被爆者の高齢化に伴い被爆体験を直接聞く機会が少なくなる中、次世代への被爆体験の継承を狙い、専用のVRゴーグルを装着することにより、原爆投下の瞬間や復興していく町並みなどが疑似体験できる被爆者の証言や写真を基に再現された5分程度の映像を鑑賞することができるそうです。そのようなVRゴーグルの貸出しを行っているとのことですので、本市においても活用してみたいかでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 被爆80年に向けての取組というところですが、午前中12番議員の一般質問にもお答えしたように、今後はどのような形で意識啓発を図っていくかというところについては現在検討中ではございますが、今議員言われたようなところVRゴーグルですが、私もどのようなことができるのかなというところ、広島市のホームページにそういったようなことを拝見いたしました。先着順でというような形でも書いてございましたので、その選択肢の一つとして次の世代が興味を持っていただけるようなそんなような取組でもあろうかなと思いますので、考えていきたいなと考えております。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

あと、かわら美術館や図書館でも今までこの絵本の本読みとかあったというふうに伺っておりますが、かわら美術館でもこういった取組があるのかどうかについて伺えますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） かわら美術館・図書館における平和に関する取組ということでございますけれども、これまで戦争や平和をテーマとする図書の特集コーナーということを設けて、市民の皆さんに平和について考えていただく機会ということの提供を行ってまいりました。

あと、市の事業のほうになりますけれども、戦争体験ですとか戦争の記憶について市民の皆さんから聞き書きを行いまして、新しく編さんいたしました高浜市誌「高浜市のあゆみ」ですとか、別冊の資料の「高浜市のあゆみ資料」、こういったことにまとめまして発信するといったような活動をこれまで行ってまいりました。

今後もこうした活動のほかに、かわら美術館・図書館の所蔵品であります被爆瓦の展示、あと戦時中の暮らしにまつわる郷土資料の展示など、様々な角度から平和について考えていただくことができる機会ということを設けてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

結びになりますが、公明党の斉藤鉄夫代表は、先月11月27日、首相官邸で石破 茂首相と会い、来年3月に核兵器禁止条約締約国会議が開かれることを踏まえ、日本政府が会議にオブザーバー参加し、核保有国と非保有国の橋渡し役を担うよう求める被爆80年を目前にした緊急要請を申入れしました。日本政府として核禁条約締約国会議にオブザーバー参加し、被爆の実相を通して核兵器の非人道性の共有を図るなど積極的な役割を果たすべきだと訴えけるとともに、今年のノーベル平和賞に日本原水爆被害者団体協議会、日本被団協の受賞が決まったことに言及し、日本被団協の活動支援として、今月ノルウェーの首都オスロで行われる授賞式などに参加する日本被団協の代表団らに対し、現地で滞りなく活動を行えるよう滞在先や移動の安全確保、通訳の提供など、最大限の支援を行えるよう重ねて要請し、これに対し石破首相からはしっかり行くと応じておられます。

平和とは、単に戦争や紛争のない状態を言うものではありません。人権が尊重される社会の中で安心した生活を送ることが重要であります。次世代を担う子供たちにこの平和な社会をどのように伝えつないでいくのか、私たち大人はこのことに真摯に向き合い、できることをしっかりと具体的に進めていく責任があると感じるとともに、私自身の決意としていきたいと思います。

これをもって私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は14時20分。

午後2時11分休憩

午後2時20分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、神谷直子議員。一つ、民主主義の根幹である選挙について、以上1問についての質問を許します。

3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） 皆様こんにちは。3番、神谷直子です。

10月27日、第50回衆議院選挙の投開票が行われました。与党であった自民党と公明党は215議席と、15年ぶりに過半数を下回りました。今回は、この国政選挙が高浜市の投票所の変更があったから初めての選挙となりましたので、そのあたりを主に、改めて選挙の仕組みについてもお聞きしていきたいと思っています。

この第50回衆議院選挙、遡りまして第1回衆議院議員総選挙は、1890年、明治23年7月1日に日本で行われた帝国議会衆議院議員の総選挙でありました。今日が2024年ですから、まさに134年前から脈々と続いています。

私の今日の一般質問の題名、今回の選挙についてですが、あえて、仰々しいとは思いましたが、「民主主義の根幹である」という枕言葉をつけさせていただきました。毎回、一般質問の題名は、私なりにこだわってつけさせていただいております。この根幹とは物事の大本という意味であり、まさにいろんな人で構成されている社会において、一人一人の意見を票に書いて1票を投じてもらう選挙という手法を使って民意を問うというものです。

今回の選挙は、国政選挙ということもありまして、これまでの政治家や政党がやってきたことに対して国民が評価をすることのできる唯一のチャンスであり、きちんと評価をし、この先の短いスパンではありますが、大切な自分の考えを表明し託すチャンスであり、きちんと権利を行使していただきたかったと思っています。民主主義においては、この選挙が公正に行われることが何よりも重要です。

今回の選挙から投票所が変更になりました。これは私たち議員にも説明があり、地域での説明会も、選挙管理委員会の方も含めて開催されまして、御説明がございました。選挙の公正を守るために、高浜市役所、また高浜市選挙管理委員会の皆さんが御努力されていると感じております。

このことについて、どのような経緯があり、どのように対応して今回の選挙を迎えたか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 高浜市では、約30年間にわたり、変更前の投票区にて投票所を11か所設置し、選挙を執行してまいりました。その間、有権者数の増加や期日前投票制度の導入及び期日前投票者数の増加など、投票を取り巻く環境が変化してまいりました。とりわけ投票区ごとの有権者数については、最も多い投票区は最も少ない投票区の約3倍となるなど、投票区間における有権者数の偏在が昨今の懸念事項となっております。また、公共施設総合管理計画に基づく公共施設の見直しへの対応も必要となっております。

この点、何十年かぶりに投票区を見直して各投票所における有権者数のばらつきを緩和し、平準化を図るとともに、投票所も、一定の広さを有し設備の整った施設に変更することができ、懸念事項について解消をすることができたと感じております。

昨年12月に投票区の見直しについて議員の皆様へ御説明を行い、本年1月から2月にかけて小学校区ごとに地域説明会を開催するほか、パブリックコメントを行った上で、本年3月に高浜市投票区再編計画を策定いたしました。本年度に入ってから選挙人名簿管理システムの修正作業を行うなど、全ての準備が整った後、本年6月から新投票区における選挙執行とさせていただいたものであります。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） この投票区の変更についてですが、たまたま私の住まいのところも投票区の変更、投票場所の変更がございました。以前は高浜市役所でしたが、今回より地域交流施設にかびあとなりました。それで、私の自宅にも変更となる旨、お知らせのはがきが届いておりましたが、この周知に関してはどのような取組があったのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 投票区の変更については、地域説明会やパブリックコメントを行う時点でホームページに掲載したり、LINEや広報にも掲載して周知を図りました。また、高浜市の選挙管理委員会委員の補充員や明るい選挙推進協議会の皆様にも個別にお手紙をお送りしたほか、町内会・行政連絡会などにおいてお話をさせていただくことで、草の根での周知も図ったところでございます。

さらに、投票区の再編が6月1日からでしたので、5月1日号の広報にも先んじて掲載し、再度、確定したものとしてホームページにも掲載をし直し、周知を図りました。

また、10月の衆議院議員総選挙に向けては、投票日前に対象となる世帯の方に対し、投票場所が変更になる旨のおはがきを、先ほど議員おっしゃったように、お送りいたしまして、適切な時期に個別の周知を図ったところでございます。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） ありがとうございます。そのはがきが我が家にも届いていたということですね。本当にとても分かりやすかったです。

変更したことによってどのようなことが起こったのか教えてください。混乱などはなかったのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 今回、10月27日に投票所の再編後、初めて選挙が執行されたわけでございますけれども、特段大きな混乱などはございませんでした。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） 9月議会では補正予算として選挙についてありましたし、今回の議会でも、初日即決で専決議案として補正予算の議案に上がっておりました。

報道によると、他の自治体では、かなり突然の選挙だったので、入場券が届かなかったり遅れたりしたとのことですが、高浜市はどうだったのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 今、議員おっしゃいましたとおり、9月議会で補正予算といたしまして入場券の印刷などを上げさせていただいております。そして、9月議会で御説明いたしましたとおり、入場券は有権者の皆様のお手元に届くまでに時間を要することから、入場券の印刷費用に

係る補正予算について前倒しで御議決をいただいたことで、高浜市では早めに印刷準備に取りかかれましたために、期日前投票期間の開始早々に有権者の皆様のお手元に入場券を届けることができました。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） その前倒しの議案となったときに、なぜ今必要ですかという御意見をされた議員さんもありましたけれども、その方の意見ではなく、当局の出していただいた御議案どおりに議案が可決されて、事なきを得てよかったと思います。

また、ニュースにあるように混乱した自治体もあったということで、本当に高浜市はスムーズに選挙が行えてよかったと思っています。もちろん行政だけのせいではなく、思わぬ受注となり、業者さんが間に合わなかったというケースもあったとのことですが、本当に、繰り返しになりますけれども、高浜市がそのようなことにならずに、ニュースにならずによかったと思います。

さて、ここからは選挙の仕組みについてお聞きしていきたいと思います。

選挙の開票について、高浜市ではどのように開票しているのでしょうか。他の自治体では、開票したものが行方不明になってしまったことなどがあつたようですが、高浜市では、そのようなことが起こらないようにどのような対策をされているか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 開票につきましては、この議場において必要な机、椅子などを撤去いたしまして、開票台を並べるなどをいたしまして開票をいたしております。そして、この議場で、原則といたしまして開票が終了するまで事務従事者の出入りを禁じ、また動きやすい服装で、かつ作業でかがんだときに票を動かしたりしないように、ノーネクタイ、名札もなしということで行っております。

また、開票する開票台につきましては、淡い色の投票用紙が目立つように黒い布をかけるとともに、布と布のつなぎ目などに票が潜り込んだりしないように、つなぎ目とか端っこ、これはもうテープなどで止めております。

票を移動させるときも、輪ゴムで束ねたり箱に入れるなどしてばらつかないようにするなど、票が行方不明にならないよう、思いつく限り、できる限りの対策を講じております。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） ありがとうございます。

市議会といえば市議会議長会という会がございまして、その市議会議長会では毎年フォーラムが行われており、私たちも研修に行かせていただいております。

今年度の第19回市議会議長会研究フォーラムでは、主権者教育がテーマとなっております。その主権者教育といえば、まず思いつくのが選挙の投票率です。年々低くなり、選挙離れと政治離れが心配されています。選挙啓発について、どのような取組をされているか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 選挙啓発につきましては、選挙期間中に広報やホームページへの掲載やチラシの配布を行ったり、キャッチネットワークのデータ放送を行ったりしています。また、各世帯への選挙公報や入場券の配達、これも啓発を兼ねて行っているものであります。

また、庁舎では、御来庁の皆様向けに投票を呼びかける庁内放送を行ったり、案内のチラシや啓発用ポスター、会議棟などに子供たちの描いた選挙ポスターを掲示するなど、周知啓発を図っております。

さらに、町なかでは、スギヤスや沢渡町の交差点の2か所の電光掲示板におきまして、投票日などにつきまして周知を行い、また電車を利用される方向けには、三河高浜駅におきましてポスターを掲出するなどの啓発を図っておりまして、また、お出かけになる方向けに各公共施設の10か所にチラシを設置したり、また商業施設でも、チラシを置いたり啓発のための館内放送を行っていただいたりしております。

また、町なかを、投票を呼びかける啓発車を期日前投票期間に巡回させております。

今回の衆議院選は準備期間が短かったこともございまして、市内の各店舗において啓発グッズを配ることもあるんですけれども、今回それは行っておりません。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） 今、投票率はおっしゃっていただきましたか。お願いします。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 投票率につきましては、今回の衆議院議員選挙では57.46%でございました。なお、前回の衆院選では59.26%でございました。

また、ほかの選挙についても申し上げますと、令和5年2月14日執行の知事選は42.33%、令和5年4月29日執行の市議選につきましては48.27%、令和4年7月25日執行の参院選につきましては56.25%。

有投票の場合について申し上げます。平成29年9月4日執行の市長選につきましては51.09%、平成23年4月29日執行の県議選につきましては52.05%でございました。

以上でございます。失礼いたしました。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） 交付金や補助金を割り振るときに、僅差や同じくらいで各自治体の比較が難しいときには、この投票率の数字で決められると聞いたことがあります。高い投票率がそんなことでも必要なんだと思ってびっくりしたことが記憶に残っています。

投票率が低くなっているのは時代の流れもありますけれども、先日、ある研修の中で、投票率を上げることのできる候補者はある意味すごいという話が出てきまして、最近の選挙でいえば、兵庫県知事選挙がSNSで盛り上がったと話題です。この選挙でも55.65%でしたので、高浜市

のこういった数字は決して低いとは言えないと思います。ちなみに、近隣の知立市の市長選挙では48.36%でした。

次の質問に移ります。選挙の立会人の成り手がいないとお聞きしたことがありますが、前回の選挙ではどうだったのでしょうか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 御指摘のとおり、投票立会人の方の確保に最近苦心しております。特に今回の衆議院選では、ちょっと急だったということもございまして、投票所によっては、市民の方などから立会人を選任することができないというところもございました。このため、確保できなかったところにつきましては、職員を充てたところもございます。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） 御苦労されているんですね。高校生のバイトとかも、できるんだったらお願いしたりするといいと思います。

私も、副議長のときに議会だより「びいぷる」の編集長をさせていただいたんですが、その任期のときに、高浜高校の方の投票率が上がるといいなと思って、令和5年12月号の「びいぷる」の表紙を高浜高校の写真部の方が高校生活を撮ったお写真を使わせていただきました。さっき言いましたように、私の思いが届くか届かないかは検証ができておりませんが、議会ができる若者の投票率を上げるせめてもの工夫ができたと思っています。

先ほど言いました立会人に高校生、18歳以上の方を使うとかというのも、そういった募集があることだけでも、ああ、選挙が近いんだなと認識できるかと思いますので、ぜひ工夫してみてください。

期日前投票など、若者の投票率を上げるために投票所を別に設置したり、移動困難者の方のために工夫したりする自治体もあるようですけれども、高浜市ではどのようにお考えですか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） まず、1点目の若者の投票率を上げるために投票所を別に設置するということは、若者が特に集まるような商業施設が市内にあったり、重複投票を防ぐためのネットワークなどの仕組みの構築が可能であれば設置を検討することも可能でございしますが、そういった前提を欠く現状では設置は考えてはおりません。

2点目の移動困難者への対応につきましては、今後の選挙では、10月から始まりましたチョイソコたかはまの活用について検討してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） そのチョイソコたかはまはかなり人気のようで、先日運用報告をお聞きしましたが、例年よりよくなっているようですし、ラッピングバスで目を引くので、市内を移動し

ている様子をよく見かけます。ぜひ活用を検討して下さるようお願いを申し上げます。

また、市内の障がいをお持ちの方のために投票所で工夫していることがあったら教えてください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 各投票所におきましては、身体に障がいを抱える方にはスロープを設置したり、投票所に入りやすくしております。また、聴覚障がいの方にコミュニケーションボードを用意するなどの工夫をいたしておるところでございます。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） 障がいをお持ちの方のため、病院や老人ホーム等、指定施設などに入院されている方はどのように投票できるのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 病院、老人ホーム等の指定施設に入院されている方につきましては、各施設において投票管理者を選任し、各施設ごとに投票を実施することにより、不在者投票が可能でございます。

具体的に申し上げますと、各施設におきまして、投票用紙を請求する方を取りまとめていただきまして、市の選挙管理委員会に請求者の名簿を添えて投票用紙の請求を行っていただきます。市の選挙管理委員会において請求された方の名簿を確認し、選挙人名簿に登録されていること、投票済みでないことを確認した後、名簿登録等が確認できた方の投票用紙を各施設にお送りし、各施設において投票を実施した後、市の選挙管理委員会にその投票用紙をお送りいただくことになります。

市の選挙管理委員会は、選挙の当日に指定した投票所に送致し、指定したその投票所にて、当日投票された票と合わせて開票所に送致することとなっております。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） 郵便等による不在者投票はどうなっているのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 郵便投票による不在者投票については、制度にのっとって実施しております。啓発のチラシなどで、こういった方が対象になるのかということなども事前に周知しております。

対象となる方は、身体障害者手帳をお持ちの方で、両下肢・体幹・移動機能の障がいが1級または2級の方、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障がいが1級または3級の方、免疫、肝臓の障がいが1級から3級までの方、介護保険被保険者の方で要介護5の方などです。

郵便投票につきましては、事前に申請していただきまして郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。郵便等投票証明書を交付されている方には、各個人に、選挙の都度、証明書の更

新を呼びかけたり、投票用紙の請求を呼びかけたりするなど、投票していただけるように努めております。

郵便投票の手順としましては、郵便等投票証明書を添えて市の選挙管理委員会に投票用紙を御請求いただきまして、市の選挙管理委員会から投票用紙を郵送し、投票用紙等に記入していただいた後、市の選挙管理委員会に郵送していただくという手続となっております。なお、これらやり取りにつきましては、郵便等投票でございますので、全て郵便等で送付していただく必要がございます。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） あと一つだけ。例えば大学生など、市内に住所があり、住民票を移さないまま市外で居住している方の投票はどうなっているのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 住民票が高浜市内にあるものの、実際にお住いになっていらっしゃるのは高浜市外であって、高浜市内での期日前投票や当日投票が難しいという方につきましては、名簿登録地である高浜市の外で投票を行う制度がございます。

その場合は、郵送などによりまして投票用紙を請求していただきまして、高浜市選挙管理委員会において選挙人名簿の登録を確認した後、投票用紙を実際にお住まいのところに発送いたしまして、その実際にお住いになっていらっしゃる自治体などの選挙管理委員会に出向いて投票していただきまして、その自治体の選挙管理委員会から投票用紙が高浜市選挙管理委員会に郵送されるということとなっております。

その後は、施設における不在者投票の場合と同様、選挙当日に指定投票所に送致され、指定投票所から開票所に送致されるということとなります。

○議長（杉浦康憲） 3番、神谷直子議員。

○3番（神谷直子） ありがとうございます。

なかなかこういった仕組みは、当事者にならないと、どこかに書いてあっても読む機会がなかったり知らない方が多いと思いますので、あえて発言してお答えをしていただきました。ありがとうございます。

選挙の今後の取組としての課題があれば、対策とともに教えてください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 今後の取組の課題といたしましては、議員もおっしゃったように、投票率の向上ですとか投票立会人の確保などがあります。

投票率の向上は国全体の問題でもございますが、これからの日本や地域を担う若者層への浸透を兼ねて、主に若者層ですとか現役世代を対象とした投票立会人の公募なども検討課題となっておりますのでございます。

○議長（杉浦康憲） 3 番、神谷直子議員。

○3 番（神谷直子） ありがとうございます。

今回は、民主主義の根幹である選挙について、投票所の変更があってから初めての選挙ということで、どのような経緯で投票所の変更が行われたのか、また変更によって混乱がなかったか、また、改めて選挙とはどんなふうに投票されたり開票されているのか、ふだんあまり目にしないところまでお聞きしてきました。

私も、この議員という仕事に就くまでは、選挙について考えたり知ることもありませんでしたが、議員という仕事に就いて、市民の皆様に分かりやすく物事を伝えるために様々なことを勉強して、知ってきたこともたくさんあります。

特に選挙は、毎年毎年行われるものでもないので、知る機会がそうそうあるわけでもありません。今回、投票所の変更があった後の第50回衆議院議員選挙が行われたすぐその後の一般質問ということで、選挙について取り上げさせていただきました。

大層な題名をつけたのも、選挙について皆さんに知ってもらいたい、政治についても注目してもらいたいという思いがあります。政治は生活です。皆さんの意見を取り入れることのできるチャンスでもあります。この質問を機会に、選挙ってそうなんだ、今度は絶対に選挙に行ってみようと思っていただけたら幸いです。

これで、3 番、神谷直子の一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は15時55分。

午後 2 時47分休憩

午後 2 時55分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9 番、長谷川広昌議員。一つ、高浜市障がい福祉計画・障がい児福祉計画等について、以上 1 問についての質問を許します。

9 番、長谷川広昌議員。

○9 番（長谷川広昌） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました高浜市障がい福祉計画・障がい児福祉計画等についてにつきまして、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

本日12月 3 日から 9 日までの 1 週間は、障害者基本法で障害者週間と規定されており、国・地方自治体等においては、様々な意識啓発に係る取組を展開することとされておりますが、本市の取組状況について教えてください。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 障害者週間における本市の取組について御質問いただきました。

12月3日から9日は障害者週間ということで、本市では、広報たかはま12月1日号に掲載をし、周知に努めております。また、いきいき広場の掲示板にはポスターの掲示をしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

12月広報を拝見しましたが、左の端に小さく掲載されておりました。昨今の情報収集手段を鑑みると広報だけでは広く伝わらないと考えますけれども、他市の取組事例とかはありますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 他市の取組事例までは情報収集しておりませんので承知しておりますが、大きい都市では行事をやられるとか、そういったことはあろうかと思いますが、本市においては、先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。

○議長（杉浦康憲） 9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございました。

我々障がいの子を持つ親からするともう少し改善の余地があるのかなと思うので、掲載の仕方について検討をお願いしたいと思います。

次に、令和6年3月に策定された高浜市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画についてお聞きします。

まず、この計画はどのような計画なのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 高浜市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について御質問いただきました。

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に定める市町村障害児福祉計画でございます。厚生労働省の示す障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針、いわゆる基本指針に則して策定をいたしました。

また、障害者基本法第11条第3項の規定により令和3年3月に策定いたしました高浜市障がい者福祉計画が、本市における各種障がい者施策の基本的な方向性を定める6か年計画であることに対し、本計画は、障がい福祉サービス、障がい児通所支援並びに地域生活支援事業の分野に係る実施計画となっており、計画期間は令和6年度から令和8年度の3か年となっております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 9 番、長谷川広昌議員。

○9 番（長谷川広昌） 厚生労働省の示した基本指針に則して策定したということですが、基本指針とはどのようなものか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 厚生労働省の基本指針について御質問をいただきました。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は国の基本指針に則したもので、本計画の策定に向けた基本指針は、令和5年5月に告示をされております。

この基本指針では、成果目標と活動指標について国の考え方が示されているものでございます。具体的には、施設入所者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援の充実、福祉施設から一般就労への移行等、障がい児支援の提供体制の整備等、相談支援体制の充実・強化等、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築といった7項目について、それぞれの成果目標と活動指針が示されているものでございます。

まず、成果目標でございますが、令和8年度末の目標値として、例えば施設入所者の地域生活への移行では、令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを基本とするとされているほか、施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とするというものでございます。

また、活動指標についてでございますが、例えば施設入所者の地域生活への移行等については、訪問系サービスの利用者数、利用時間、日中活動系サービスの利用者数、利用時間、居住系サービスの利用者数といった指標の設定が求められているものでございます。これが先ほどの7項目についてそれぞれ示されているものであります。

今回新たに示された項目といたしましては、成果目標では、強度行動障がい有者の方への支援体制の整備に関すること、就労移行支援事業終了者の一般就労への移行に関すること、協議会の体制確保に関することの3点が示されました。また、活動指標では、基幹相談支援センターの設置が新たに示されておるものでございます。

計画は、このような国の指針に沿って策定をしておるものでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 9 番、長谷川広昌議員。

○9 番（長谷川広昌） ありがとうございます。

今の答弁にありました新たに設置が示された基幹相談支援センターとは、どのような役割を担うのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 基幹相談支援センターにつきましては、地域生活支援事業の中で

位置づけられておるものでございまして、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業、それから、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉法の福祉に関する法律に基づく相談等の業務、地域における相談支援に従事する者に対し、相談支援事業に関する運営について、相談に応じ必要な助言・指導その他の援助を行う業務、加えまして、協議会に係る関係機関等の連携の緊密化を促進する業務といった業務を総合的に行うことを目的とした相談支援センターになります。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

それでは、次に、計画における目標の達成状況についてお聞きします。達成状況はどんな状況で、どのような課題があるのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 計画策定の中で見えてきた課題について御質問をいただきました。

前の期、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画では、基本指針に定める目標として、1つ目は、福祉施設の入所者の地域生活への移行、2つ目として、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、3つ目として、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、4つ目として、福祉施設から一般就労への移行等、5つ目として、障がい児支援の提供体制の整備等、6つ目として、医療的ケア児支援、7つ目として、相談支援体制の充実・強化、8つ目として、障がい福祉サービス等の質の向上の8つの目標の達成に向けて取組を進めてまいりました。

目標達成状況といたしまして、まず1つ目、福祉施設の入所者の地域生活への移行でございますが、施設入所者の減については、施設入所者が地域生活に移行することがなかなか難しく、施設入所者数は、目標の15名に対し17名と、2名多い結果となっております。

また、4つ目の福祉施設から一般就労への移行等については、相談支援事業所の就労支援員が支援を丁寧にしておるわけですが、一般就労移行者数は、目標の10人に対し4人となっております。

さらに、5つ目の障がい児支援の提供体制の整備等については、児童発達支援センターが未整備という状況でございます。

本計画は3年計画で、難しい課題が多いこともありまして、なかなか目標の達成には至りませんでした。その他の目標につきましても、数値としては達成をしておりますが、引き続き取組の充実が必要と考えております。

加えまして、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の利用は年々増加傾向でございます。対象者が年々増加する中で、サービスの利用へつなぐ相談支援の役割やサービス提供事業者のサービスの質の向上には大きな関心が寄せられているところでございますので、相談支援体制の充

実・強化等、障がい福祉サービス等の質の向上について体制を整えていくことが重要と認識しておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

厚生労働省の調査では、全国の在宅知的障がい者数が2022年12月現在で114万人に達したと公表があり、2016年の前回調査と比べておよそ18万人増加し、過去最高となったということでございます。同省では、この要因は、幼児や児童を中心に療育手帳の取得が増えたことと分析しております。

本市においても傾向は同様であるため、放課後デイサービスの利用の増加や介護を担う親の高齢化も進む中で、安心して暮らせる環境整備が喫緊の課題でございます。放課後デイサービスやグループホームの整備など、今後どのように対応していくのか、お聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 放課後等デイサービスやグループホームへの今後の対応について御質問をいただきました。

本市の療育手帳所持者数は、令和4年度末から令和5年度末の間に27人増加をしており、年々増加傾向でございます。御質問の放課後等デイサービスを含む障害児給付費は年々増加傾向でございまして、将来の生活を見据えたグループホームの利用についても、増加傾向というのが現状でございます。

利用者も増加する一方で、サービスを提供する事業所も実際年々増えてきております。障がい福祉サービス等の指定権者は基本的には県となっておりますので、我々市町村がなかなか知り得ない、関与のないところで新たな事業所が開設されているというようなこともあり、事業所の確保についてはなかなか難しいところがございます。

手帳所持者の推移やサービスの状況などは、計画の策定機関である障害者施策審議会でも共有するとともに、障害者地域自立支援協議会でも課題共有を図り、関係者の皆さんの御意見を伺いながら課題として共有をして、事業所の皆さんの御協力もいただきながらサービスの体制を整えていけるといいのかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

今の答弁の中にありました事業所の数が増えると、質の面が心配されます。また、指定権者は県が基本ということでしたが、市は事業所についてどのように把握されているのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 指定権者は県ではございますが、実際のサービスの提供は、我々市町村の圏域の中でやっていただいておりますので、例えばでございますが、事業所との関わりとしては、先ほど申し上げました障害者地域自立支援協議会の中に、現在はサービス事業所部会、これは障がい福祉サービスを提供していただいている事業所の部会、それから、障がい児の通所支援等を行っている事業所の部会と、それぞれの部会を設けて定期的に会議の場を設けている中で、いろんな事業所の抱える課題解決のお手伝いをしたりだとか一緒に考えたりと、そういった場を設けております。

実際に県が実施をしております事業所指導には我々市の職員も同席をさせていただいて、事業所指導の状況について一緒に把握をしておるような面もございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

また、審議会の中で共生型サービスが現在本市にはまだないということで、検討してほしいとの要望がありますけれども、どのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 共生型サービスについて御質問いただきました。

本市には共生型サービスの事業所はございませんが、社会福祉協議会が運営している南部デイサービスセンターでは、基準該当事業所として、高齢者のデイサービスで高齢者と一緒に障がい者、障がい児の利用の受入れもしていただいております。

市と事業所との会議などにおいて、この共生型サービスの話題が出ることは度々ございます。実際に事業所がこれから検討していくということがどちらかというと現状なのかなというふうに理解をしておるところでございます。

介護や障がいのサービスを提供する事業所にあつては、経営面においても、介護と障がいの両方のサービスを提供できるようにすることが利用者の安定確保、また経営安定に向けた一つの選択肢になる、そういった面もあると考えております。したがって、市内の事業所の維持継続のためにも、事業所の意見も踏まえつつ、今後、共生型サービスに関する情報提供の一環として共生型サービスに関する勉強会的なものも実施をしていければいいかなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） それでは、相談支援体制の充実・強化等についてお聞きいたします。相談支援体制には、現在どのような課題があるのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 相談支援体制について御質問いただきました。

障がいに関する相談につきましては、障害者手帳の取得や医療費助成、年金や手当などの手続的な相談をはじめ、障がい福祉サービス等の利用に関する相談、障がいに関する全般的な相談など、その内容は非常に多岐にわたります。幾つかの手続が同時に必要なこともあり、相談対応には幅広い知識と経験が必要となります。また、相談内容によっては窓口も異なっております。

手帳や医療費助成、手当などについては主に市でございしますが、サービスの利用については相談支援事業所が主な窓口となっております。全般的な内容であれば、まずお話を伺いまして、内容に応じて関係する窓口へおつなぎするといった形となっております。

現在、相談支援事業所は市内に2か所ございまして、いきいき広場内で高浜市社会福祉協議会が、豊田町で社会福祉法人昭徳会が運営をしております。いずれの事業所も、社会福祉事業としての計画相談に加え、地域生活支援事業としての委託相談支援を実施しております。

各事業所では、相談件数が年々増加していることから、これまでも相談員を増員して対応してまいりました。令和6年度当初では、相談員は、社会福祉協議会に10名、昭徳会に2名の体制で相談業務を行っておりましたが、昭徳会では、令和6年9月に育児休業から復帰した職員1名を加え、現在は3名の体制で相談業務を行っておりところでございます。まだまだ相談件数が増加していく中で、各事業所の負担が増えてきているのが課題となっております。

なお、社会福祉協議会の相談支援事業所は、いきいき広場に開設されていることから、市内の中心的、基幹的な相談支援事業所となっておりますが、新たに活動指標に示された基幹相談支援センターについては、市内では未設置となっておりますので、今後設置が必要になっております。加えて、障がい者を持つ家庭への支援についても、複合的な課題により対応が困難なケースが増えており、市の体制を含め、相談支援体制の充実が必要と感じておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

相談件数が増加しているとのことですが、具体的にはどの程度増加しているのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 相談件数の推移について御質問いただきました。

令和2年度の主要成果における相談支援件数は、社会福祉協議会と昭徳会を合わせると8,300件でございました。これが、同じく令和5年度になりますと9,859件となっております。この間、3年間で1,559件増加している状況でございまして、年間でいきますと500件ペースで増加をして

いるといったような状況でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

それでは、相談支援体制の充実・強化等について、今後どのように取り組んでいかれるのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 相談支援体制の充実・強化等について御質問いただきました。

これまでも、相談支援体制の充実のため、市内で社会福祉協議会のみが担ってきた相談支援事業所について、令和2年度には、昭徳会の協力を得て2か所目の相談支援事業所を開設していただくとともに、緊急時の対応を充実するため、地域生活支援拠点コーディネーターをいきいき広場に配置するなど、体制強化を図ってまいりました。

先ほど申し上げましたとおり、設置が努力義務化されている基幹相談支援センターの設置がかなわずにいるのが現状でございますが、計画で目標としております令和8年度の設置に向けた準備が必要な状況でございます。今後は、相談支援事業所の新規開設も含め、目標達成に向けて関係する事業所と協議を進めてまいることとしております。

また、地域課題を協議する場である障害者地域自立支援協議会についても、その在り方を模索してまいりました。協議会については、昨年度より在り方の検討を進めており、本年4月より、日本福祉大学前学長であります児玉教授にもお関わりいただきながら、委員の皆さんの御意見を広くお聞きしておるところでございます。お聞きした御意見を踏まえ、可能な取組から実現していくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

自立支援協議会について、もう少し具体的に教えてください。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 自立支援協議会について御質問をいただきました。

障害者地域自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3に規定されている協議会で、本市では、高浜市地域ケア会議設置規則により設置をしております。障がい者に対する自立支援サービス、就労支援サービス等の総合調整を図るための協議会で、本市では平成18年度に設置をしております。

自立支援協議会は、地域自立支援に係る複合したニーズを有するケース等について、具体的な処遇方策の協議及び策定並びに関係するサービス提供機関へのサービス提供の要請及び調整等に

関すること、地域自立支援に係るニーズの把握並びに各種サービスの充足状況及び問題点の把握、開発並びに改善に関することを所掌するものでございます。

委員は、障がい福祉サービス事業所の職員、当事者及び親の会、保健・医療機関の職員、企業関係者及び就労支援関係者、子育て支援関係者及び学校関係者、福祉・保健または相談支援を担当する市の職員などで構成することとしております。

自立支援協議会には、課題に応じて部会を設けております。現在は、障がい福祉サービス事業所部会、障がい児通所支援事業所部会、防災部会、地域生活支援拠点部会の4部会を設け、部会ごとの課題解決に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

自立支援協議会について、具体的にどのような課題があるのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 自立支援協議会の課題について御質問をいただきました。

令和6年3月の国の（自立支援）協議会の設置・運営ガイドラインによれば、「協議会が活性化するためには、事務局会議が十分に機能していることが必要条件となります。また、事務局会議は、基本的に基幹相談支援センターと行政がしっかりと協力・連携して事務局機能を担うことが重要となります。言い換えると、協議会の運営は、基幹相談支援センターと行政が両輪として駆動しなければ機能しません。そうした事務局体制をつくるためには、基幹相談支援センターに地域づくりを積極的に推進するための知識と経験を持った人材を配置することが重要になります」とされておるところでございます。

本市では基幹相談支援センターが未設置でありますので、計画で目標設定をしております令和8年度までの設置を視野に入れ、今年度より自立支援協議会の事務局に社会福祉協議会、昭徳会の両相談支援事業所に関わっていただき、定例的な事務局会議を開催するなど、自立支援協議会の体制整備のための取組を始めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） それでは、最後に、もう一つの課題、障がい福祉サービス等の質の向上についても教えてください。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 障がい福祉サービス等の質の向上について御質問をいただきました。

障がい福祉サービスの提供に関しては、新しく開設される事業所も増えておりますので、障が

い者の権利擁護や虐待防止などについていま一度理解を深めていただく機会を設け、利用者にとって安心できる提供体制が確保されるよう事業者へ働きかけてまいります。

具体的には、障害者地域自立支援協議会では、例年、障がい者虐待防止研修を開催しておりますので、この取組を継続していくことで、障がい者の権利擁護、意思決定支援などについて共通の理解となるように努めてまいります。

また、人材確保について、介護の分野も同様に難しい状況にありますので、一体的に進めております福祉人材の確保・育成に関する意見交換会の取組も引き続き進めてまいります。

さらに、真に必要とするサービス等が提供できているのかといった検証や請求の適正化についても取り組んでまいります。

以上の取組をはじめ、自立支援協議会において関係者の意見を取り入れるとともに、関係者にも御協力をいただきながら一つ一つの課題の解決に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

今後についても、市民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、民間の団体等とも相互に緊密な連携・協力を図り、さらなる障がい者・障がい児施策の推進をお願いして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は15時35分。

午後3時25分休憩

午後3時35分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、福岡里香議員。一つ、市民と職員の安全確保について、一つ、再生可能エネルギーについて、一つ、多文化共生について、以上3問についての質問を許します。

7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

初めに、地域安全対策と犯罪抑止について質問をさせていただきます。

市長が掲げる「大家族たかはま」の理念は、助け合いや支え合いを大切にするものと理解しています。しかしながら、7月16日、市民による放火事件が起きてしまいました。

このような犯罪は市民や職員の皆様の安全を脅かすものであり、市長としても市民全体が安心して暮らせる環境を守るために、犯罪行為に対しては厳正な姿勢を示していただく必要があるの

ではないかと考えます。

今後こうした事件を二度と繰り返さないためにも、市長の強い御決意と具体的な対策案についてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 市長。

○市長（吉岡初浩） 今回の事件につきましては、何度も申し上げておりますが、来庁者の方々に対しては手続などで大変御迷惑をおかけしましたが、けが人を出すことがなかったことは不幸中の幸いかなというふうに思っております。ただ、職員にけが人が出てしまいまして、大変遺憾だなというふうに思っております。

職員や、それから市民の方々を安全に守るということは、全庁的に組織としては最重要な課題だというふうに捉えておりますし、9月の議会でも申し上げましたが、不審者の対応につきましては3点、1つは対応マニュアル、もう一つは職員の教育、もう一つは設備、この3点についての取組を強化したところでございまして、詳細につきましては、既に予算化もしておりますが、職員より説明をさせていただきます。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） では、取組を強化いたしました3点につきまして、その詳細を順次申し上げます。

まず、1点目といたしましては、不審者が現れたときの対応マニュアルを作成し、組織的に対応することとしたことが挙げられます。事案が発生したときは、来庁者と職員を守るために担当職員が個別単独で対応せず、グループや部全体で対応することとし、対応する体制を強化することを明確にしました。

また、マニュアルの中にさすまたや消火器がどこにあるのかについても明記し職員に周知することで、各職員が事あるときに対応できるよう図っております。

職員は警察への通報を行う、事件を記録する、他部署へ連絡する、さすまたを用いる、消火器を用いる等を各部署において系統立てて組織的に行うものとししました。そして、ためらいがちな110番通報につきましても、通報の判断基準を明確化いたしまして、あとは液体がまかれ火事の危険性がある場合、これも119番通報すべきことを定めました。マニュアルの作成により、来庁者と職員の安全を第一に確保しながら避難し、ためらわずに110番通報等をするを強く意識づけております。

また、次2点目といたしまして、職員を教育するため、警察及び消防署による不審者対応やさすまたの使い方及び火災対応の全庁的な研修も実施しております。今後とも、こちら継続的な取組を行ってまいります。

さらに、3点目といたしまして、設備面も整えることとし、相手を束縛する特殊さすまたや女性でも扱いやすい機能のついた特殊さすまたや軽量さすまたなどを配備いたしました。

また、犯罪を予防して職員や来庁者の安全を確保し、または、犯罪事実を記録するため、警察からの御要望もあり、9月補正に計上し御可決賜りましたとおり、現在本庁舎への防犯カメラの設置を予定しております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございました。

9月10日の企画部長からの答弁にあったように、税務グループの職員の方々が制度に基づき公平・公正に職務を果たしているにもかかわらず、不当な誹謗中傷に苦しみ、精神的な負担を抱えていた状況は大変心痛めるものです。一部の職員の方が仕事に出られない状況や心の健康を損なう事態は見過せません。

市長におかれましても、職員が安心して職務を果たせる環境づくりに率先して取り組み、不当な誹謗中傷に対して毅然とした姿勢を示していただきたいと思います。公平・公正な行政のために市長のリーダーシップに期待しております。

次に、放火事件は滞納に関するトラブルがあったとの報道がありました。税務グループで収納担当の職員を拝見すると、大変忙しそうにされています。

そこで、税金を滞納した市民への対応はどのように行っていますか。また、適切な手続や対応を理解しやすくするためのチラシなどは作成されていますでしょうか。作成されている場合、どのように活用されているのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） それでは、お答えいたします。

まず、税金を滞納した市民の方への対応について答弁させていただきます。

窓口や電話にて納税相談があった際には、各担当が忙しい中でも、未納者の方への状況に寄り添って丁寧に状況を確認し、その上で分割納付の相談に応じ、納税を促しているところでございます。

また、御質問に関しますチラシにつきましては、未納者の方の状況が様々であり、個々に寄り添った対応を行っているため、特に作成はしておりません。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 次に、放火事件後、防犯カメラの設置やさすまたを機能性の高い物に変更するなどの対策を講じられていることはとてもすばらしい取組だと思います。

さらに、市役所や公共施設の敷地内に交番を設置することで、より一層の犯罪抑止力につながるのではないかと考えますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 交番につきましては、愛知県警の管轄になりますので、市が希望すれば

設置できるというようなものではございません。設置は困難であると考えております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。

市民と市職員が共に助け合い、支え合い、安心して暮らし働ける「大家族たかはま」の実現に向け、現状の対策にとどまることなく、引き続き業務改善や安全対策の強化に御尽力いただきますようお願い申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

次に、再生可能エネルギーの安全性と管理について。

現在、太陽光パネルのリサイクル費用が処分費用よりも高く、実際には多くが処分されている可能性があるという報告されています。

6月の一般質問で、処分費用の予算組みについては、「ライフサイクルコストという点では太陽光発電設備の処分費用を見込む必要はある」と答弁されていました。9月にその後の見解を質問いたしましたが、「今後留意していきたいと考えている」との答弁でした。

その後、何かアクションは行いましたか。必要と思っているのであれば、何かしら検討を始めるべきではないかと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） お答えいたします。

令和6年6月、同年9月の一般質問の答弁と重複いたしますが、太陽光パネルにつきましては、環境負荷の低減のため、今後リサイクル方法が確立されると見込んでおります。

本年8月には、環境省より太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインのほう公表されました。今後太陽光パネルのリサイクルを取り巻く状況の変化が予測される中で、現時点で将来のリサイクル費用を見込むことは難しいと考えておりますが、ライフサイクルコストの観点から、引き続き留意してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 次に、これまで太陽光パネルは高浜市役所、高浜小学校、翼小学校、高浜エコハウス、さわたり夢広場に設置されていますが、各施設における太陽光パネルの設置年度、発電容量、設置に要した初期投資コスト及び保険料や保守費用などの維持管理コスト及びその合計金額を教えてください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 高浜市役所本庁舎については、設置年度は平成29年1月、発電容量は10.0キロワット、こちらは大和の償却資産となりまして、リース料に含まれますため、設置に要した初期投資コストや保険料や保守費用などの維持管理コスト、こちらは不明となっております。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） それでは、翼小学校の太陽光パネルについて御説明いたします。

設置年度は平成13年度になります。発電容量は10キロワット、初期投資コストが1,202万6,802円です。ランニングコストとして平成29年度に1度修繕をしております、16万2,000円となっております。それから、保険料が平成14年度から令和6年度まで合計で約67万4,000円となっております。以上申し上げた額を合計いたしますと1,286万2,802円となります。

それから、高浜小学校について御説明申し上げます。

設置年度は令和2年度です。発電容量は20キロワットです。設置に要した初期投資コストですが、744万5,136円となっております。なお、保険料や保守費用などの維持管理コストは毎年度の維持管理業務委託料に含まれているため、詳細な金額は不明でございます。なお、これまで修繕した実績はございません。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 高浜エコハウスにつきましては、設置年度は平成19年度、発電容量は10.0キロワット、設置に要した初期投資コストは1,018万5,000円、保険料や保守費用などの維持管理コストにつきましては16万4,160円、これら合計といたしまして1,034万9,160円でございます。

○議長（杉浦康憲） 土木グループ。

○土木G（清水 健） さわたり夢広場の太陽光パネルはトイレの屋根に設置されていまして、設置年度は平成17年度で、市内の瓦業者の協力によりまして、愛知万博に使用されたソーラー発電屋根を再利用したため、発電容量については把握していませんが、売電を行っておりまして、令和5年度の売電量は年間で762キロワットアワーとなっております。

次に、設置に要した初期投資コストにつきましては、トイレ整備に併せて設置しているため、費用については把握しておりません。

最後に、維持管理コストについては、現在まで特に発生はしておりません。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。

次に、太陽光発電の設置計画を中止した場合に想定される費用について、試算があれば教えてください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 令和6年6月の一般質問の答弁と重複いたしますが、現計画の公共施設への太陽光発電設備の設置に係る初期費用につきましては約2億円を見込んでおり、設置に係る補助金がある場合は、この金額が減額されることとなります。

設置計画を中止した場合でございますが、この経費がかからないということになります。

○議長（杉浦康憲） 7 番、福岡里香議員。

○7 番（福岡里香） 次に、高浜市の財政が厳しい中で、太陽光パネルを設置することが本当に市民にとってメリットがあるのか疑問です。設置によって得られる具体的な市民への利益とそれに伴うコストを教えてください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 太陽光発電設備の設置は、市民にとっての直接的な利益のためだけではなく、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしており、地球環境を守るといった社会的責任がございます。

気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生しており、我が国においても、激甚な豪雨、台風災害や猛暑が頻発しております。国が2050年カーボンニュートラルを宣言したことを受け、本市においても、本年3月に2050ゼロカーボンシティを宣言いたしました。国の地域脱炭素ロードマップにおいても、2030年には設置可能な建築等の約50%に太陽光発電設備の導入、2040年には100%導入を目指す方針が示されております。

温室効果ガスの排出量の削減を図るため、再生可能エネルギーの導入は次の世代の快適な生活環境をつないでいくために欠かせないものであると考えております。

令和6年6月の定例会の一般質問でもお答えしましたとおり、直接的な費用対効果を投資回収年数で試算をいたしますと6.8年から17.8年と試算をしており、2分の1の補助金があれば、この投資回収年数は半分になることとなります。

○議長（杉浦康憲） 7 番、福岡里香議員。

○7 番（福岡里香） 次に、10月29日に長野県上田市の工場で起きた火災事故は、鎮火までに43時間かかったのですが、屋根に太陽光パネルが設置されていたため消火に時間がかかった可能性があるかと指摘されています。

本市で予定されている小学校や公共施設の屋根への太陽光パネル設置について、同様の火災リスクがある場合、どのような安全対策を講じる予定でしょうか。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 本年6月の定例会の一般質問でもお答えしましたとおり、火災時の消火活動については、総務省及び消防庁から示されております太陽光発電システムに係る消防上の留意点を踏まえ、衣浦東部広域連合により消防活動が行われるものと承知をしております。

よって、火災リスクにつきましては、太陽光パネルの設置に係る問題ではないという形で認識をしております。

○議長（杉浦康憲） 7 番、福岡里香議員。

○7 番（福岡里香） 太陽光パネル設置は国の方針に従うだけで進めてよいものなのでしょうか。地方自治として市民の意見をどのように反映し、独自の判断を下すべきと考えますか。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 公共施設への太陽光発電設備の設置計画は、国の地域脱炭素ロードマップに沿った計画でございます。

また、第7次高浜市総合計画の公共施設等への太陽光パネルの設置等、市が率先してカーボンニュートラルを推進する取組の一つでございます。

そのほかにも、高浜市環境基本計画において再生可能エネルギーの普及、導入を掲げ、公共施設への太陽光発電設備の導入推進を掲げてございます。

なお、この環境基本計画は高浜市環境対策協議会のほうで市民委員の方からなどの意見を基に策定のほうを進め、パブリックコメントにより市民の皆様からも意見収集をして、取りまとめた計画でございます。計画策定時のパブリックコメントにおいても、公共施設への太陽光発電設備の導入に反対する意見は出ておりません。

また、環境基本計画策定時に実施をいたしました市民アンケートにおいても、地球温暖化に関心をお持ちの方が72%と、市民の関心も高いことが伺えました。

よって、計画に沿って太陽光発電設備の設置を推進してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。

太陽光パネルが設置されている建物における消火活動には幾つかのリスクが指摘されています。具体的には、太陽光が当たる限り発電を続けるため、破損したモジュールや配線への接触、放水による感電や火傷の危険性があります。

また、屋上の傾斜スペースに設置されている場合滑りやすく、消防隊員の活動が制限されるほか、微弱な感電による落下リスクも懸念されます。さらに、火災による熱でパネルが燃えた場合の有毒ガスの発生や太陽電池モジュールの荷重が建物に与える負荷によって、火災時に建物の構造が弱体化し、崩落のリスクも考えられます。また、絶縁不良により発生するアーク放電が火災を拡大させる可能性もあります。

消防庁では、太陽光発電システムにおける火災発生時の調査を進めるとともに、結果に基づいた資料の公表などを行っています。

また、経済産業省は、薄くて軽く折り曲げ可能な次世代型の太陽電池、ペロブスカイト太陽電池を2040年までに原発20基分に相当する発電規模まで普及させる目標を正式に発表しました。

9月の一般質問では、「ペロブスカイト太陽電池の量産化が始まった際に、その効果的な活用を検討したい」との御答弁をいただきました。

そこで、量産化が進むまでの間、現行の太陽光パネルの設置を見送るなどの御検討と安全性の確保とともに、瓦のまち高浜の景観を維持していただけることを祈念し、次の質問に移らせていただきます。

次に、多文化共生について。

全国的に外国籍住民の増加が進む中で、地域社会において多文化共生をどのように実現するかが重要な課題となっています。

例えば埼玉県川口市では外国籍住民が約5万人を超え、市全体の約9%を占めるまでに至っています。川口市では外国籍住民が地域社会に溶け込む一方で、一部地域では治安の悪化が懸念されているという現状があります。

具体的には言語や文化の違いに起因する地域住民とのトラブルや不法就労、生活習慣の違いによる摩擦などが課題となっており、地域社会において住民間の相互理解を深め、共生を促進する施策が必要とされています。

こうした課題は、私たち高浜市においても無視できるものではありません。本市では外国籍市民の人口割合が令和5年4月現在で全市民の8%を超え、愛知県内でもトップクラスであり、今後もその割合が増加していくことが予想されています。加えて、外国籍市民が増える中で、地域社会における共生と治安の維持を両立させることがこれからの重要な課題と考えています。

本市はこれまで、令和元年度より地域日本語教室事業を実施し、外国籍市民が生活に必要な日本語を習得できるよう支援してきました。また、令和3年度には高浜市多文化共生コミュニティセンターを開設し、生活情報の発信、相談窓口の設置、国際交流の場の提供といった施策を通じて、多文化共生の推進に取り組んできました。

しかしながら、現状では依然として地域住民との円滑なコミュニケーションは難しく、孤立してしまう外国籍市民がいること、また、言語や文化の違いから必要な情報やサービスを十分に受けられない状況が課題として挙げられます。

今後、外国籍市民が地域の一員として安心して生活し、国籍や文化の違いを超えて共に支え合い、地域全体の安全と安心を確保できる社会を実現するために、幾つか質問をさせていただきます。

共に支え合い、地域全体の安全と安心を確保できる社会を実現していく上で重要な役割を果たしているのが町内会だと思いますが、外国籍市民の方への町内会の加入率を教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 外国籍市民の町内会加入率につきましてですが、令和6年2月22日時点での数字となりますが、12.6%となっております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 外国籍の方々はそれぞれの出身国に応じたコミュニティーを持っていますが、町内会のような地域で、共に支え合う活動の中で日本人と交流し理解し合うことが大切であると考えます。

しかし、日本人ばかりのところにいきなり入っていくことも難しいですし、入ってもなかなか

すぐにはコミュニケーションを取ることは難しいと思います。

そうしたことから、ある程度日本語も理解し、日本になじんでいる外国籍の方が間に入ってもらえると円滑にコミュニティーに溶け込んでいけるのかと思いますが、そういった意味で、外国籍の方で町内会の班長や役員をされている方はどれくらいいますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 外国籍市民の方で理事以上をやられている方はちょっと現在いませんが、外国籍市民の方で町内会の班長を務めていただいている方につきましては、現在15名の方が地域の一員としてそういった外国籍の会員と日本人の会員をつないでいるというようなところで御活躍をいただいているというような状況でございます。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 結構な人数がいますね。

そうした外国籍市民が増え、町内会活動に参加してくれることは、町内会の活性化にもつながると思いますので、行政としても支援をいただくようお願いいたします。

次に、外国籍市民の市税の滞納状況の現状と日本人と比較した場合の違いについてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） それでは、外国人の方の滞納状況についてお答えいたします。

令和6年11月26日現在における滞納者の人数でございます。全体では1,789名で、うち日本人は1,279名、外国人は510名となっております。また、外国人の方の占める割合は28.6%でございます。

滞納額につきましては、全体では3億1,489万4,415円で、うち日本人に係る金額は2億4,572万5,515円、外国人の方については6,916万8,900円となっております。また、外国人の方の占める割合につきましては22.0%でございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） とても多い数字でびっくりしました。

次に、外国籍市民に対する滞納対策はどのように取られていますか。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） 滞納対策についてお答えいたします。

収納担当職員は、多くの納税者の方が納期限内に納付していることを踏まえ、外国人、日本人を問わず、市税等を滞納している方に対しては分割納付などの相談に応じ、納税を促しておるところでございます。

また、納税に係る催告書を送付する際には、外国人の方へ納税への理解をしてもらうよう翻訳

版の催告書を送付しております。その他、外国人の方が市外へ転出する際には、市民窓口グループの通訳担当者と連携し、納税の指導及び交渉を行っております。

そして、これらの対策を行っていくことによりまして、公平・公正な収納業務を推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 次に、外国籍市民の滞納者への対策に要する職員の人件費や管理費用などはどのように把握されていますか。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） お答えいたします。

外国人の滞納者への対策に限定した職員の人件費や管理費用につきましては、特に把握はしておりません。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 次に、2014年7月の最高裁判決において、永住資格を持つ外国人が生活保護法の適用対象ではないとされましたが、生活に困窮する外国籍市民に対して、現状ではどのように対応されているか、お聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G主幹（角谷 権） お答えいたします。

2014年7月の最高裁判決では、生活保護法の適用対象に外国人が含まれず、同法に基づく受給権を有しないとの判断が示されましたが、永住者等の定住外国人に対する行政措置による保護の実施を否定したものではなく、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についての厚生省社会局長通知に基づく行政措置によって、事実上の保護対象となっています。

最高裁判決において判断が示されたように、生活保護は生活保護法において国民を対象としていることから、外国人は適用対象に含まれませんが、生活に困窮する外国人については、在留カード等にて在留資格を確認の上、人道的な観点から、一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて保護を適用しています。

なお、ここでいう外国人とは、日本国内において社会的活動が制限されていない外国人を指していて、短期滞在や留学中の外国人などのほか、不法滞在者についても生活保護法の準用は認められていません。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 次に、高浜市における生活保護受給者の総数と支出額、そのうち生活保護

法を準用している外国籍市民の人数と支出額についてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G主幹（角谷 権） 生活保護受給者は、令和6年10月の時点で、171世帯231人で、同月分の生活費として支給した額は全体で1,198万161円です。そのうち外国籍の方は15世帯18人で、支給額は141万1,546円となっております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 次に、在留資格者の生活保護受給が市の財政や市役所職員の負担にどのような影響を与えているとお考えですか。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G主幹（角谷 権） お答えいたします。

高浜市の住民のうち外国籍の方はおおむね1割程度と認識しており、同様に生活保護受給者においても外国籍の方は1割程度となっておりますので、市の財政や市役所職員の負担についても1割増程度の影響があるものと考えております。ただし、国が保護費全体の4分の3を負担することになっているため、財政的な負担については4分の1になります。

外国籍の方に対する支援については、貴重な労働力として期待されていることもあり、生活に困ったときに支援できませんというわけにはいかないと考えております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 次に、限られた市の予算の中で、日本語教育や多文化共生センター運営などの外国人住民への支援と市民全体に対する福祉や教育サービスとのバランスは適切だとお考えでしょうか。外国人住民支援が市民生活に与えるコストと便益を比較評価したことはありますか。

また、市民の租税負担率がほぼ50%に達しており、市民生活への優先的配分を行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（本多征樹） お答えいたします。

初めに、外国人住民への支援というところでございますが、本市の総人口に占めます外国人住民の割合としましては、4月時点では約9.1%であると承知をしておりますが、令和6年度一般会計当初予算におけます議員がおっしゃいました多文化共生コミュニティセンターの運営、また、窓口通訳などをはじめとします外国人住民の方への支援に関する予算額としては約3,800万円となります。これは当初予算額約179億9,000万円のうち0.2%程度でございまして、先ほどの人口割合の観点から見ますと、特段多くを占めているわけではございませんが、地方自治法にて規定をされております自治体は最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないというよ

うな観点からすれば、限られた本市の予算の中にあつて、効果的かつ適切に予算を執行されているものと考えております。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） コストと便益の比較評価というところの御質問があつたかと思いますが、そういった比較評価についてはしたことがないというような状況でございますが、第7次総合計画に掲げていますとおり、多様性を認め合い、誰もが暮らしやすい環境を整えていくというところは進めていきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 次に、多文化共生の観点から、交通事故や法令違反の予防策として外国籍市民への交通ルール教育や生活指導をどのように進めていますか。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（芝田啓二） 御質問の外国人住民への交通ルール教室や生活指導等についてお答えをさせていただきます。

外国人住民への交通ルール教室や生活指導等につきましては、国をはじめ公的団体、民間団体において様々な形で重層的に進められております。

まず、国の出入国在留管理庁では、「生活・就労ガイドブック～日本で生活する外国人の皆さんへ～（やさしい日本語版）」を作成しており、日本に在留する外国人が安全・安心に生活できるように、必要な基礎的情報が掲載されております。御質問に関する部分といたしましては、ガイドブックの第9章、交通が、第12章には日本の生活などの情報や注意点が掲載されております。

現在、生活・就労ガイドブック（やさしい日本語版）は日本語、中国語、韓国語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール語、フィリピン語、モンゴル語、トルコ語、ウクライナ語、ロシア語、フランス語の14か国語で作成をされております。

なお、本生活・就労ガイドブック（やさしい日本語版）につきましては、出入国在留管理庁の外国人生活支援ポータルサイトに掲載され、外国人や支援者にとって有用な情報として提供されておりますので、広く活用していただければと思っております。

次に、愛知県警察では、外国人向け啓発資料として外国人技能実習生、留学生が犯罪に巻き込まれないために、「通帳・キャッシュカードの譲り渡しは「犯罪」です！」や「口座買います」に気をつけて！」という啓発チラシを日本語、中国語、ベトナム語、英語、ポルトガル語、スペイン語の6か国語で作成し、周知をいたしております。

また、外国人児童が犯罪に巻き込まれないために、「インターネット5つの約束」という啓発チラシを先ほどの6か国語に韓国語、インドネシア語を加えた8か国語で作成し、注意喚起いたしております。

碧南警察署では、外国籍住民を雇用する企業や児童・生徒が在籍する学校などの要請を受け、

署員が講師となり、交通ルール教室や生活指導等を含めた講話を実施しております。

また、来る12月7日土曜日には、市内の多文化共生コミュニティセンターにおいて、外国籍の方を対象とした防犯や騒音、ごみなどの日常生活に役立つ講話を碧南警察署の協力を得て開催される予定となっております。

本市におきましても外国籍住民を含む小学生を対象に、市内の小学校において交通安全教室、自転車の乗り方、ダンプの左折巻き込み、ダミー人形による飛び出し事故防止教室など、高浜市交通安全協会、高浜市交通安全指導員会の御協力をいただき開催をしております。

最後に、外国籍住民の交通ルール教室や生活指導につきましては、現在市内在住の外国籍の方の人口割合が増加傾向であることや市内の刑法犯の認知件数が増加傾向にあることから、引き続きまちづくり協議会、町内会、高浜市交通安全協会、高浜市交通安全指導員会、碧南警察署等の関係団体と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 今の答弁の中で、市内の刑法犯の認知件数が増加傾向とあったんですが、どんなケースがありますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（芝田啓二） お答えさせていただきます。

日本人、外国人を含めた市内の刑法犯の犯罪件数で、本年10月末現在でお答えをさせていただきます。

刑法犯の認知件数が一番増加している犯罪が自転車盗であります。昨年10月末の発生件数は73件でありましたが、本年10月末が125件と、前年度比52件の増加となっております。また、この増加の125件の自転車盗のうち74%が無施錠でございました。

次に、増加率が最も高い犯罪といたしましては、車上狙いとなっており、昨年10月末の発生件数は2件でありましたが、本年10月末時点が24件と、前年度比で12倍となっております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございました。

昨年と比べて外国籍住民による刑法犯の認知件数が増加しているという答弁がありましたが、本当に多いなと感じました。市民の間でも不安の声が聞かれるようになってきています。

このような状況に対して、地域全体で治安の維持に努めることはもちろんですが、同時に外国籍市民が地域社会のルールや文化を理解し、地域の一員として共に生活できる環境を整えることが重要です。そのためには、行政、地域住民、そして外国籍市民が連携して互いに理解を深め、共生社会を実現していくためのさらなる努力が求められています。

本市がこれまで取り組んできた日本語教室事業や多文化共生コミュニティセンターの活用を一層推進し、外国籍市民への情報提供や支援体制を強化することが治安維持にもつながると思います。

今後地域社会の安全と安心を確保しながら多文化共生を推進していくためには、市民一人一人の意識を高め、外国籍市民を地域の大切な仲間として迎える姿勢も重要だと思います。多文化共生施策のさらなる充実と地域全体での共生意識の醸成に御尽力いただきますようお願い申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦康憲） 本日はこれをもって一般質問を打ち切ります。

明日は引き続き午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後 4 時21分散会
